令和元年度

# 清 掃 事 業 概 要

高岡市市民生活部

環 境 サービス課

# 目　次


第１章　総　説
　１　高岡市における廃棄物処理の概要 ………… 1～3
第２章　組　織
　１　機　構 ………… 4
　２　事務分掌 ………… 5
　３　職員配置 ………… 6
第３章　予算・決算及び原価
　１　概　要 ………… 7
　２　予　算 ………… 7～9
　３　決算及び原価 ………… 9
第４章　処理施設及び車両
　１　施設配置図 ………… 10
　２　施設の概要 ………… 11～17
　３　車　両 ………… 18
第５章　ごみ処理
　１　一般廃棄物の計画処理区域 ………… 19
　２　一般廃棄物の収集処理形態 ………… 19
　３　ごみ集積ステーション ………… 20
　４　収集区域 ………… 20～21
　５　ごみの排出量 ………… 22～23
　６　ごみの処理・処分量 ………… 24～27
　７　ごみ処理施設における排水等の測定値 ………… 28
第６章　事業系一般廃棄物
　１　事業系一般廃棄物の処理 ………… 29
　２　事業系一般廃棄物の減量化・資源化 ………… 30～32
　３　今後の課題 ………… 32
第７章　一般廃棄物（ごみ）処理実施計画
　１～５　概要・基本方針・減量化目標・ﾘｻｲｸﾙ率・資源化目標・最終処分場 ………… 33
　６　令和元年度一般廃棄物処理実施計画 ………… 34
第８章　ごみの減量化・資源化
　１　高岡市廃棄物減量等推進審議会の設置 ………… 35
　２　廃棄物減量等推進員の委嘱 ………… 35
　３　ごみ集積場設置補助金交付制度 ………… 35
　４　事業者処理責任の徹底 ………… 35
　５　資源再生品集団回収事業奨励金交付制度 ………… 35
　６　リサイクル率の推移 ………… 36

# 第1章 総　説

# 第1章　総　説

## 高岡市における廃棄物処理の概要

### 1 ごみ部門

高岡市の清掃事業は、明治34年（1901年）に業者の請負制度が始まり、幾多の変遷を経て現在の市内全域を計画収集区域とする分別収集システムを確立し、逐次、近代的な処理施設の導入を図り、その適正処理に努めてきた。

平成17年11月１日、旧高岡市と旧福岡町との合併により新高岡市が誕生したことに伴い、平成20年３月に「高岡市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」及び「高岡市災害廃棄物処理計画」を策定した。その後、「高岡市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」の前期目標年度を過ぎたことから見直しを行い、平成24年３月に計画の一部改定を行っている。

計画の策定から10年が経過し、その間、国では廃棄物処理に関する指針の改定を行うなど、ごみ処理を取り巻く社会情勢が変化してきた。本市においても資源物等の回収方法の変更や分別の見直し、廃プラスチック類のサーマルリサイクルの本格実施などを行っている。

また、東日本大震災などを受け国は災害廃棄物対策指針の改定を行った。これらを踏まえ、平成30年３月に「第２次高岡市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」の策定及び「高岡市災害廃棄物処理基本計画」の改定を行った。

家庭系ごみ・資源物は、合併後も旧高岡市地域と旧福岡町地域で異なるごみの分別・収集を行っていたが、高岡地区広域圏事務組合の新ごみ処理施設（高岡広域エコ・クリーンセンター）の平成26年10月からの本格稼働に併せて、分別・収集の統一を行った。分別方法の見直しにより、中間処理施設（リサイクルプラザ・福岡リサイクルセンター）を廃止し、新たに市民がごみを直接持ち込み出来る施設（高岡・福岡ストックヤード）として活用している。

#### (1) 収集事業

ごみの収集運搬は、昭和８年、荷車により市街中心部の各戸週１回の積込収集で開始された。

その後、隣接町村との合併やごみの増加等に伴い、ステーション方式の導入や収集車両の機械化を図り、衛生的処理と収集効率の向上に努めてきた。

平成７年６月、近年の社会経済の発展や生活水準の向上に伴い大量に排出され、かつ再生資源としての利用が可能な容器包装廃棄物を処理するため、「容器包装リサイクル法」が公布された。

高岡市では、平成８年11月に「高岡市容器包装廃棄物分別収集計画」を策定し、市民の理解と協力を求めながら、より一層の分別排出・分別収集の徹底と分別の細分化の実施、ごみの適正処理体制の確立に努めていくこととし、平成９年４月からは牛乳パック、平成10年10月からは飲食用の缶・びん・ペットボトルの収集を開始した。

### (3) 最終処分場(埋立処分場)

埋立処分場は、昭和43年に国吉地先の山間地に6,292平方メートルの用地を取得し、同年10月からサンドイッチ方式による埋立を開始した。その後、増加する燃やせないごみに対処するため、遂次敷地の拡張に努めてきた。埋立処分場の本格的整備は、昭和54年から57年にかけてA地区・B地区（埋立容量533,000立方メートル）、平成10年度にはC地区（埋立容量112,000立方メートル）、平成19年度から20年度にはD地区（埋立容量115,000立方メートル）を整備した。また、漏水検知システムを備えるなど、一般廃棄物の適正処分に努めながら本処分場の延命化を図っている。

特に、平成26年10月からのごみの分別の見直しにより、これまで埋め立てごみ（陶磁器類）として出されていた一部の飲食用のびんが、本来の資源物として出されることになり、埋め立てごみが減少し、埋立処分場の延命化につながっている。

平成29年度からは、施設名称を「高岡市不燃焼物処理場」から「高岡市埋立処分場」へ改称している。

## 2 し尿部門

戦後、わが国の農業がこれまでの人肥・堆肥から、化学肥料へ転換したことや、衛生的なし尿処理が必要となったことから、旧高岡市地域では、昭和34年度から38年度にかけて計画処理量80 kℓ/日の嫌気性消化処理方式によるし尿処理施設を建設し、昭和36年度から稼働を開始した。その後、搬入量の急激な増加等で、昭和48年度に嫌気性消化槽の増設を行ったが、施設各所に経年的な老朽化が目立っていた。

平成12年度から同敷地内において、スクラップアンドビルド方式にて建設工事に着手し、好気性消化槽を設置し、生し尿は平成14年４月より（処理能力30kℓ/日）一部供用を開始した。浄化槽汚泥は、平成15年３月より（処理能力36kℓ/日）供用開始し、合計処理量66 kℓ/日の「高岡市し尿処理施設」として稼動している。

また、旧福岡町地域は、砺波地方衛生施設組合の処理施設「クリーンシステムとなみ（合計処理量55kℓ/日）」において、し尿・浄化槽汚泥・集落排水汚泥の処理をしている。

収集体制は、昭和30年から許可制での収集処理を行っているが、し尿収集行政の向上と適正化に向けて、昭和42年に既存業者の合併により（株）高岡市衛生公社が設立された。

現在は、（株）高岡市衛生公社（戸出・中田・福岡地区除く高岡市内）、デムラ工業（株）（戸出・中田地区）、(有)福岡クリーン・アルファ（福岡地区）の３社を許可業者とし、円滑な収集に努めている。

# 第2章 組　織

# 第 2 章　組　織

## 1. 機　構(平成 31 年4月1日)

（単位：人）

**市民生活部**

市民生活部長　1
市民生活部次長・地域安全課長　1

- 地域安全課
- 共創まちづくり課
- 男女平等・共同参画課
- 市民課
- 伏木・戸出・中田各支所、高岡斎場、地区連絡センター(13ヶ所)
  男女平等推進センター、オタヤ市民サービスコーナー、消費生活センター

## 清掃事業部門

職員数　63（再任用含む）

**環境サービス課**

課長　1
副課長　(1)
（計　59）

- 総務係　3
- ごみ減量化・リサイクル推進係　10
  （高岡ｽﾄｯｸﾔｰﾄﾞ）　(4)
  （福岡ｽﾄｯｸﾔｰﾄﾞ）　(2)
  ※再任用　(1)
- 収集・環境指導係　45

**埋立処分場**　4

場　長　1（※再任用）
（計　4）

## 3. 職員配置

（平成 31 年 4 月 1 日）

| 区　分 | | 環境サービス課 | 埋立処分場 | 計 |
|---|---|---|---|---|
| 一般職 | 課　長 | 1 | | 1 |
| | 場　長(再任用) | | 1 | 1 |
| | 副課長 | 1 | | 1 |
| | 副主幹 | 1 | | 1 |
| | 係　長 | 1 | | 1 |
| | 主　任 | 3 | | 3 |
| | 主　事 | 2 | | 2 |
| | 小　計 | 9 | 1 | 10 |
| 技能労務職 | 主任業務指導員 | 4 | | 4 |
| | 監理運転手 | | | |
| | 監理業務士(兼)運転手 | 1 | | 1 |
| | 主任運転手 | | | |
| | 主任技士 | | 3 | 3 |
| | 主任技士(兼)運転手 | 6 | | 6 |
| | 主任業務士(兼)運転手 | 35 | | 35 |
| | 主任業務士(兼)整備士 | 2 | | 2 |
| | 主任業務士 | | | |
| | 業務士(兼)運転手 | 1 | | 1 |
| | 業務士 | | | |
| | 主任運転手(再任用) | 1 | | 1 |
| | 小　計 | 50 | 3 | 53 |
| 合　計 | | 59 | 4 | 63 |

# 第３章　予算･決算及び原価

# 第 3 章　予算、決算及び原価

## 1　概　要

令和元年度のごみ処理及び美化事業等の歳出予算は、**2,160,700千円**であり、本市の予算（一般会計65,639,064千円）に占める割合は、**約3.3%**となっている。

## 2　予　算

令和元年度清掃事業の主要施策は次のとおりである。

① 収集運搬業務及び受入施設の効率的な運営
- 高岡ストックヤード及び福岡ストックヤードの安全運転管理
- 収集業務の一部民間委託

② ごみの減量化、資源化の促進
- ごみの分別収集による資源化の促進
- ごみ処理の民間委託の拡大
- 資源再生品集団回収事業奨励金交付制度

③ 分別収集の徹底
- 集積場設置補助金交付制度、カラス被害対策用集積場設置補助金
- ごみの出し方カレンダーの作成配布
- 家庭系ごみの分け方と出し方の作成配付（隔年）

④ 環境美化活動の推進
- 美しいまちづくり高岡市民連絡会議を中心とした清掃実践活動
- 不法投棄の防止対策
- 高岡市市民の手による美しいまちづくり推進条例の普及・推進

⑤ 新高岡ストックヤード整備事業（H29～R1までの継続費）
- 新高岡ストックヤードの整備工事

（単位:千円）

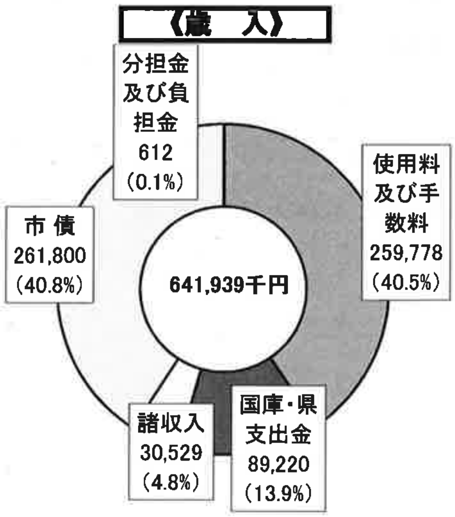


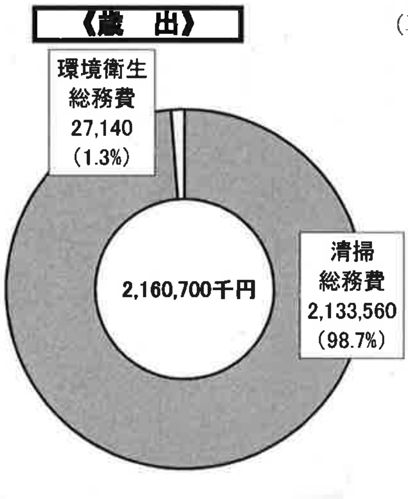

### (3) 歳出予算の推移（当初予算）

（単位:千円）

| 区分＼年度 | 27 | 28 | 29 | 30 | R1 |
|---|---|---|---|---|---|
| 環境衛生総務費 | 45,783 | 45,085 | 42,670 | 29,860 | 27,140 |
| 清掃総務費 | 1,659,723 | 1,667,143 | 2,209,983 | 2,297,976 | 2,133,560 |
| 工場管理費 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 計(a) | 1,705,506 | 1,712,228 | 2,252,653 | 2,327,836 | 2,160,700 |
| 一般会計歳出予算(b) | 66,555,094 | 71,147,072 | 68,259,587 | 67,723,528 | 65,639,064 |
| 一般会計に占める割合 (a)(b) | 2.6% | 2.4% | 3.3% | 3.4% | 3.3% |
| 人口一人当たりの清掃等予算(円) | 9,742 | 9,813 | 12,989 | 13,491 | 12,623 |
| 一世帯当たりの清掃等予算(円) | 25,661 | 25,450 | 33,197 | 34,062 | 31,509 |

## 3 決算及び原価（環境美化関連事業含む。）

### (1) 決算の推移

（単位:千円）

| 区分＼年度 | 27 | | 28 | | 29 | | 30 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 総務費 | | | | | | | | |
| 環境衛生総務費 | 40,470 | 0.1% | 37,369 | 0.1% | 35,405 | 0.0% | 23,455 | 0.0% |
| 清掃総務費 | 1,547,516 | 2.3% | 1,556,542 | 2.1% | 2,061,717 | 2.5% | 2,324,880 | 3.3% |
| 工場管理費 | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% |
| 計 | 1,587,986 | 2.3% | 1,593,911 | 2.2% | 2,097,122 | 2.6% | 2,348,335 | 3.3% |
| 一般会計 総計 | 68,456,571 | | 72,625,009 | | 81,137,597 | | 70,735,943 | |

### (2) 経費の内訳

| 年度＼区分 | 決算額（千円） | 年間処理量（t） | 総人口（人） | 世帯数（戸） | 経費内訳（円） 1t当たり | 1人当たり | 世帯当たり |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 26 | 1,825,810 | 56,581 | 175,061 | 66,462 | 32,269 | 10,430 | 27,471 |
| 27 | 1,587,986 | 54,971 | 174,492 | 67,277 | 28,888 | 9,101 | 23,604 |
| 28 | 1,593,911 | 54,054 | 173,425 | 67,857 | 29,487 | 9,191 | 23,489 |
| 29 | 2,097,122 | 53,887 | 172,542 | 68,342 | 38,917 | 12,154 | 30,686 |
| 30 | 2,348,335 | 53,609 | 171,174 | 68,575 | 43,805 | 13,719 | 34,245 |

# 第４章　処理施設及び車両

# 第４章　　施設及び車両

## １ 施設配置図

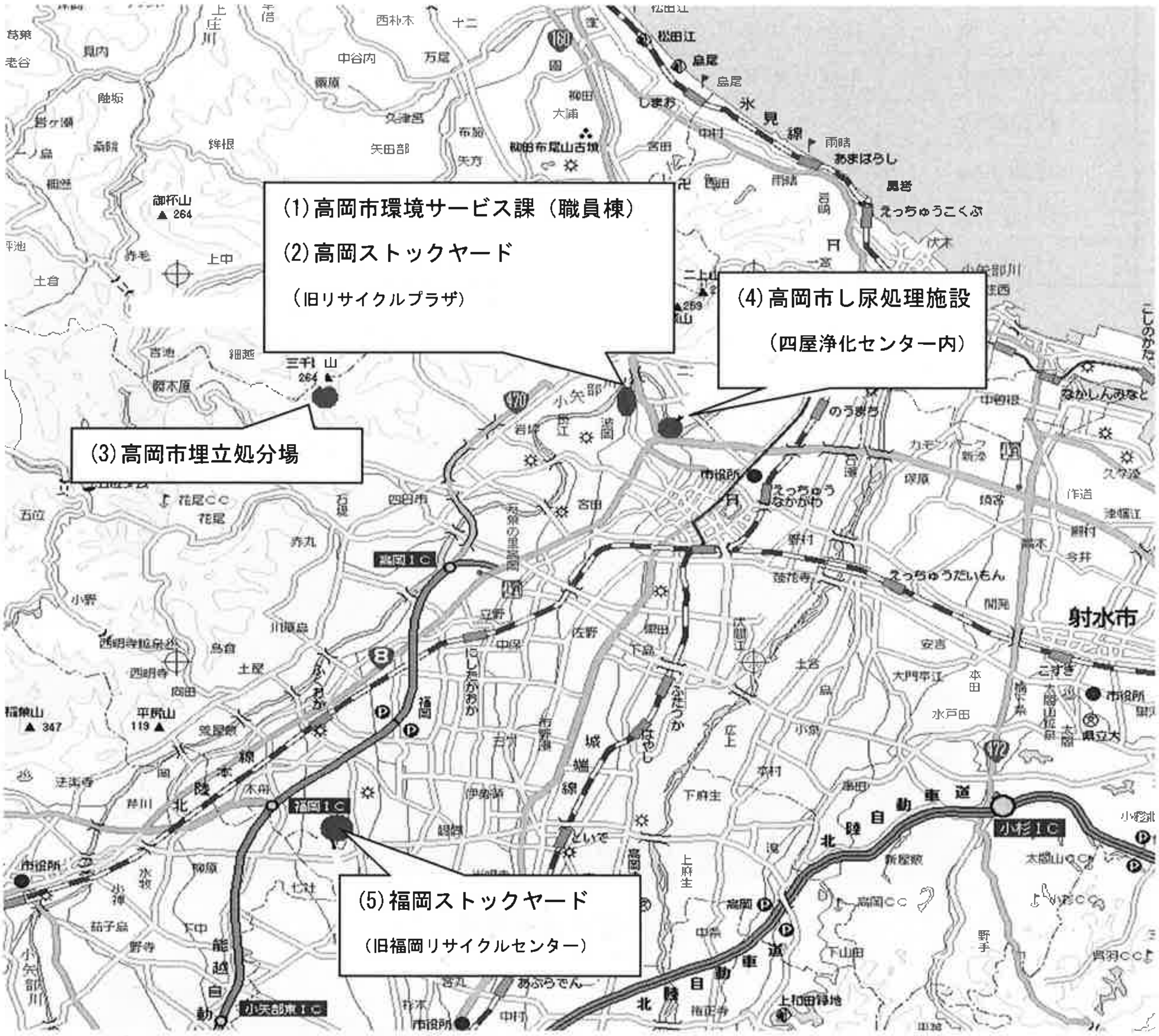


| 施　　設　　名 | 所　　在　　地 |
|---|---|
| (1) 高岡市環境サービス課（職員棟）<br>(2) 高岡ストックヤード<br>（旧リサイクルプラザ） | 高岡市長慶寺６４０番地 |
| (3) 高岡市埋立処分場 | 高岡市手洗野尾久保１８番地 |
| (4) 高岡市し尿処理施設<br>（四屋浄化センター内） | 高岡市四屋６３２番地１ |
| (5) 福岡ストックヤード<br>（旧福岡リサイクルセンター） | 高岡市福岡町矢部７８４番地 |

**(2)ストックヤード(旧廃棄物再生利用総合施設)**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 施　設　名 | 高岡ストックヤード<br>（旧リサイクルプラザ） | 所　在　地 | 高岡市長慶寺640番地 |
| 着 工 年 月 | 平成８年８月 | 竣 工 年 月 | 平成１０年９月 |
| 設計・施工 | 日本鋼管株式会社 | 施 工 監 理 | 株式会社環境工学ｺﾝｻﾙﾀﾝﾄ |
| 敷 地 面 積 | ３，７３３㎡ | 建 築 面 積 | ２，１３０．４１㎡<br>（延床面積4,303．24㎡） |
| 総事業費 | 2,052,790千円（工事請負費2,013,650千円　監理委託費39,140千円） | | |
| 財源内訳（千円） | 国庫補助金：1,023,819　起債：1,001,000　一般財源：27,971 | | |
| 処 理 方 法 | 併設設備（破砕・選別・圧縮包装）　※平成26年10月1日以降稼働なし | | |
| 能　　　力 | 46トン／日（５H）　※平成26年10月1日以降稼働なし | | |
| 主な設備機器 | 低速二軸式粗破砕機、縦型高速回転式破砕機、剪断式可燃物破砕機、破袋機、除袋機、スチール選別機、アルミ選別機、スチール缶選別機、アルミ缶選別機、びん自動色選別機、スチール缶圧縮機、アルミ缶圧縮機、ペットボトル圧縮機<br>※ペットボトルは手選別<br>※平成26年10月1日以降、廃棄物の中間処理は行っていない。 | | |

**高岡ストックヤード(旧リサイクルプラザ)**

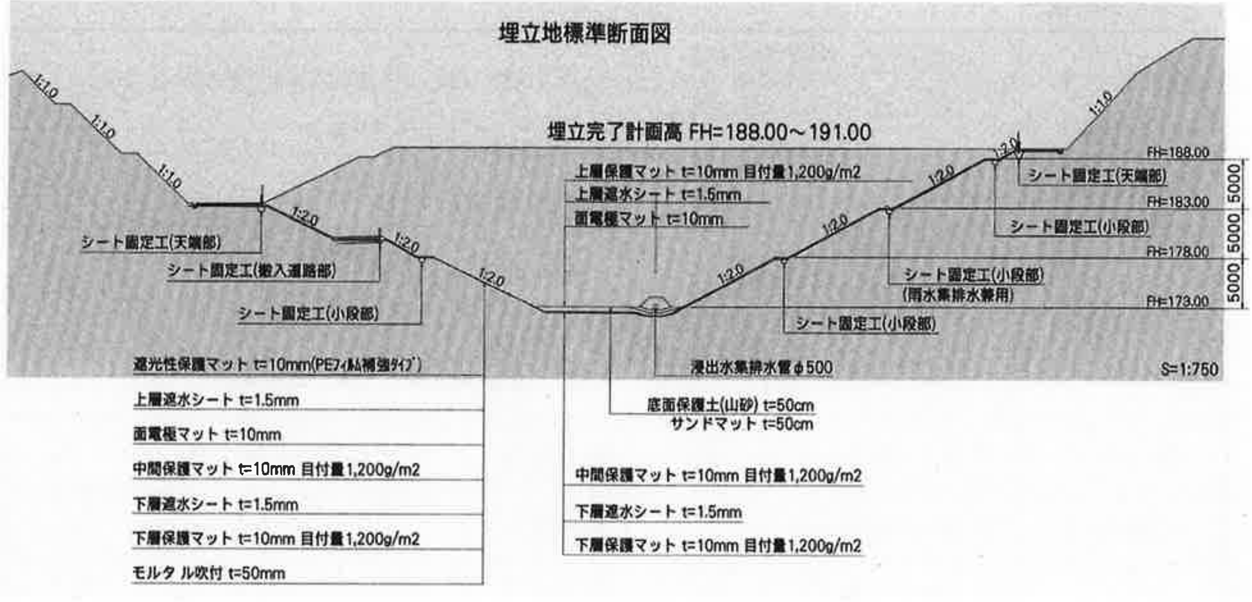


## 埋立地断面図

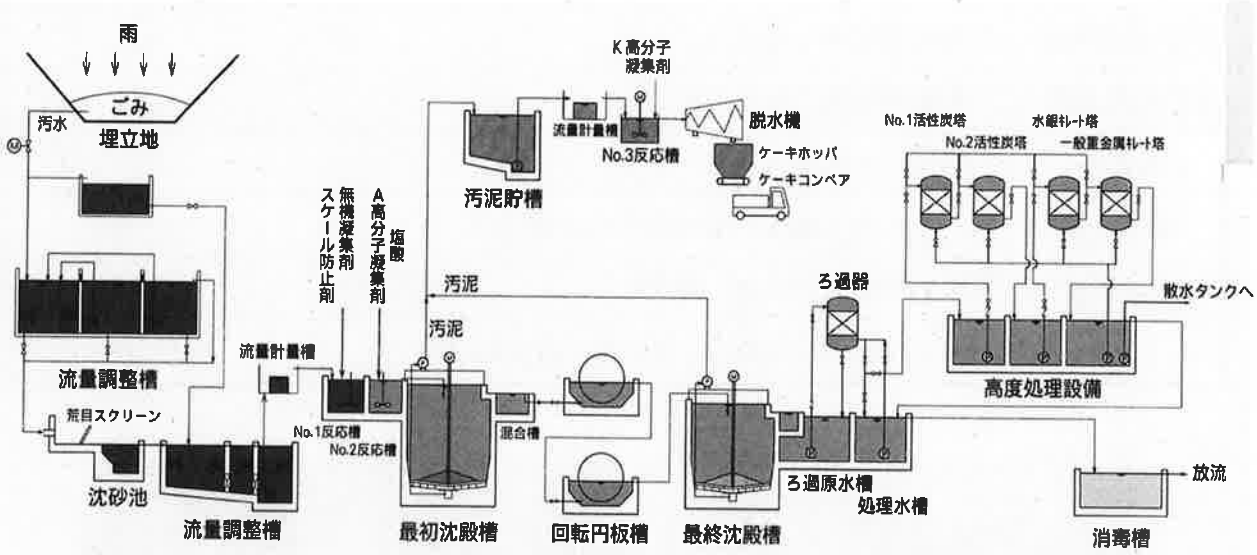


## 水処理のしくみ

## ■し尿・浄化槽汚泥処理フロー

し尿処理施設では搬入されるし尿・浄化槽汚泥等を前処理し、好気性消化により1次処理を行い2次処理のため下水処理施設へ放流される。また発生する余剰汚泥については下水処理施設で脱水・焼却処理される。

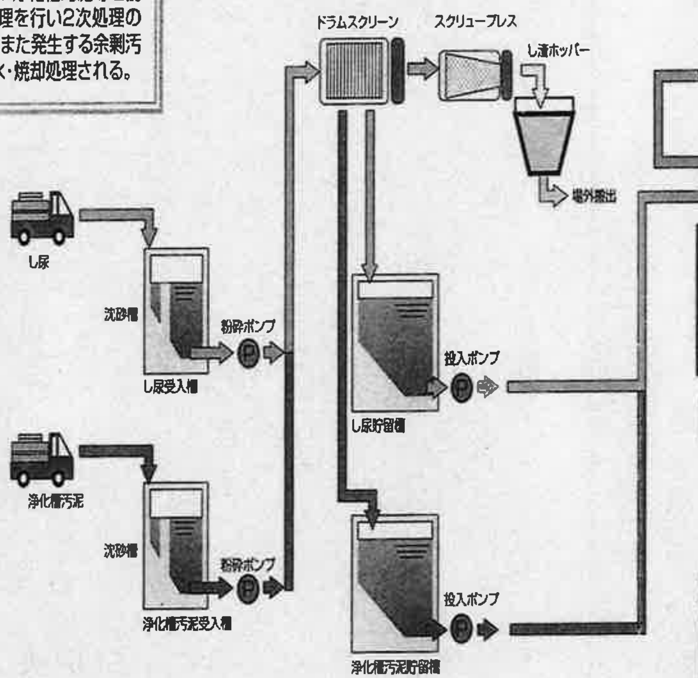


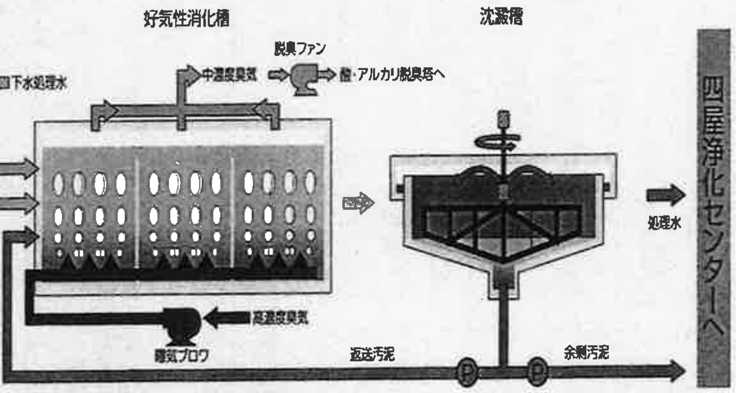

■中央監視室

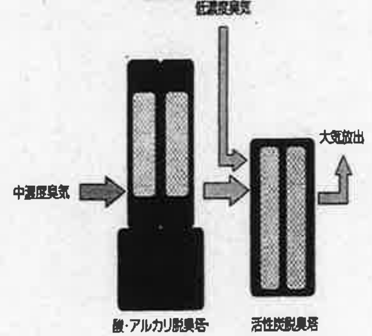


## ■主要施設概要

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 投入棟 | 受入槽 | し尿 | 幅2.7m×長5.4m×深2.45m | 1槽 |
| | | 浄化槽汚泥 | 幅2.7m×長5.4m×深2.45m | 1槽 |
| | 貯留槽 | し尿 | 幅5.4m×長5.5m×深3.75m | 1槽 |
| | | 浄化槽汚泥 | 幅5.4m×長5.6m×深4.30m | 1槽 |
| 処理棟 | 前処理設備 | | ドラムスクリーン　24m³/h | 2台 |
| | | | スクリュープレス　2,500kg/h | 2台 |
| | 好気性消化槽 | | 幅5.4m×長5.5m×深4.25m | 3槽 |
| | 沈澱槽 | | 幅5.4m×長5.6m×深4.25m | 1槽 |
| | 脱臭設備 | | 酸・アルカリ脱臭設備　47m³/分 | 1基 |
| | | | 活性炭脱臭設備　356m³/分 | 1基 |
| | し渣ホッパー | | 5m³ | 1基 |
| | 受入槽 | | 幅5.4m×長5.5m×深4.30m | 1槽 |
| | 集水槽 | | 幅5.4m×長5.5m×深4.30m | 1槽 |

### 受入貯留設備

バキュウム車で搬入されるし尿・浄化槽汚泥等は、沈砂槽で砂や小石等を分離した後、ドラムスクリーンにて紙等の挟雑物（ゴミ）を除去し、貯留槽に貯留されます。貯留されたし尿等は、定量的に好気性消化施設に投入します。ドラムスクリーンで除去された挟雑物（ゴミ）はスクリュープレスで脱水された後、環境クリーン工場で焼却処理します。

### 好気性消化処理設備

受入貯留設備で前処理されたし尿等を、好気性消化槽に投入し、下水処理水で希釈され、微生物（活性汚泥）と混ぜられます。空気を送り込むと微生物は汚濁物質を分解除去します。次に沈澱槽にて活性汚泥と処理水に分離し、処理水は下水道放流します。活性汚泥は好気性消化槽内に、良好な微生物を維持するため返送され、一部は余剰汚泥として引き抜き下水汚泥処理施設に送られます。

### 脱臭設備

受入貯留設備から発生する高濃度な臭気は、直接捕集され、好気性消化槽の空気源として供給し、微生物により脱臭します。微生物により脱臭された臭気は、中濃度臭気として捕集され、酸・アルカリ脱臭塔にて脱臭されます。又、各室内からの臭気は、低濃度臭気として捕集され、処理後の中濃度と合わせて活性炭脱臭塔にて無臭化した後、大気中に放出します。

## 3 車 両

（平成 31 年４月１日）（単位:台）

| 区分 | | 環境サービス課 | 埋立処分場 | 合計 |
|---|---|---|---|---|
| 収集車 | 機械車 | 21 | | 21 |
| | 運搬車（トラック） | 9 | 2 | 11 |
| 特殊車 | ショベルローダー | 2 | | 2 |
| | コンパクタ | | | |
| | パワーショベル | 1 | 1 | 2 |
| | ホイールローダー | 7 | 1 | 8 |
| | フォークリフト | 3 | | 3 |
| | ブルドーザー | | 1 | 1 |
| 連絡車 | | 2 | 1 | 3 |
| 合計 | | 45 | 6 | 51 |

**ハイブリッド式ごみ収集車**

# 第５章　ごみ処理

# 第５章　ごみ処理

## １　一般廃棄物の計画処理区域

面積　高岡市全域 209.57k㎡　　　　人口　171,174人(平成31年3月末現在)

## ２　一般廃棄物の収集処理形態

| 項目 | | | | 収集方法（ステーション方式）収集主体 | 収集方法（ステーション方式）収集回数 | 直接持込 | 戸別収集 | 拠点回収 | 集団回収 | 処理方法 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 家庭系ごみ | 燃やせるごみ | | | 直営・委託 | 週2回 | ○ | ○ | — | — | 高岡広域ｴｺ・ｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰ（焼却） |
| 家庭系ごみ | 燃やせないごみ | 容器包装廃棄物 | 飲食用缶類（スチール缶・アルミ缶） | 直営・委託 | 月2回 | ○ | ○ | ○ | ○ | 民間処理施設（資源化） |
| 家庭系ごみ | 燃やせないごみ | 容器包装廃棄物 | 飲食用ペットボトル | 直営・委託 | 月2回 | ○ | ○ | ○ | — | 民間処理施設（資源化） |
| 家庭系ごみ | 燃やせないごみ | 容器包装廃棄物 | 飲食用びん（無色、茶色、その他色） | 直営・委託 | 月2回 | ○ | ○ | ○ | ○（ﾋﾞｰﾙ瓶等） | 民間処理施設（資源化） |
| 家庭系ごみ | 燃やせないごみ | 容器包装廃棄物 | プラスチック容器包装 | 直営・委託 | 月2回 | ○ | ○ | — | — | 民間処理施設（資源化） |
| 家庭系ごみ | 燃やせないごみ | 容器包装廃棄物 | 紙箱・包装紙 | 直営・委託 | 月2回 | ○ | ○ | ○ | ○ | 民間処理施設（資源化） |
| 家庭系ごみ | 燃やせないごみ | 容器包装廃棄物 | 紙パック | 直営・委託 | 月2回 | ○ | ○ | ○ | ○ | 民間処理施設（資源化） |
| 家庭系ごみ | 燃やせないごみ | 容器包装廃棄物 | 段ボール | 直営・委託 | 月2回 | ○ | ○ | ○ | ○ | 民間処理施設（資源化） |
| 家庭系ごみ | 燃やせないごみ | 新聞紙、雑誌・チラシ | | 直営・委託 | 月2回 | ○ | ○ | ○ | ○ | 民間処理施設（資源化） |
| 家庭系ごみ | 燃やせないごみ | 金属類・家電品類 | | 直営・委託 | 月2回 | ○ | ○ | — | — | 民間処理施設（資源化） |
| 家庭系ごみ | 燃やせないごみ | 高分子系ごみ | | 直営・委託 | 月2回 | ○ | ○ | — | — | 民間処理施設（資源化） |
| 家庭系ごみ | 燃やせないごみ | 乾電池等有害ごみ | | 直営・委託 | 月2回 | ○ | ○ | — | — | 民間処理施設（資源化） |
| 家庭系ごみ | 燃やせないごみ | 埋立ごみ（陶磁器類・ガラス類） | | 直営・委託 | 月2回 | ○ | ○ | — | — | 高岡市埋立処分場（埋立） |
| 家庭系ごみ | 燃やせないごみ | わりばし | | — | — | ○ | ○ | ○ | — | 民間処理施設（資源化） |
| 家庭系ごみ | 燃やせないごみ | 廃てんぷら油 | | — | — | ○ | ○ | ○ | — | 民間処理施設（資源化） |
| 家庭系ごみ | 燃やせないごみ | 使用済み小型家電 | | — | — | ○ | ○ | ○ | — | 民間処理施設（資源化） |
| 家庭系ごみ | 燃やせないごみ | 粗大ごみ等（集積場に出せないごみ） | | 直接搬入、戸別収集又は市許可業者による収集運搬 | | | | | | 民間処理施設（資源化）、高岡広域ｴｺ・ｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰ（焼却）又は高岡市埋立処分場（埋立） |
| 家庭系ごみ | 犬、猫等の小動物の死体 | | | — | — | ○ | ○ | — | — | 高岡広域ｴｺ・ｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰ（焼却） |
| 家庭系ごみ | 処理困難物（収集・持込みできないごみ） | | | 購入先へ依頼又は専門の処理業者へ依頼 | | | | | | 民間処理施設（資源化） |
| 家庭系ごみ | 家電リサイクル法対象品（冷蔵庫・冷凍庫、エアコン、テレビ、洗濯機・衣料乾燥機） | | | 購入先へ依頼又は家電リサイクル券を購入のうえ指定引取場所への持ち込み | | | | | | 民間処理施設（資源化） |
| 家庭系ごみ | パソコン | | | 直接持込、拠点回収、メーカーへ依頼又は一般社団法人パソコン３Ｒ推進協議会へ依頼 | | | | | | 民間処理施設（資源化） |
| 集団回収（古紙類、スチール・アルミ缶、びん類、布類） | | | | | | | | | | 民間処理施設（資源化） |
| 事業系ごみ | 燃やせるごみ | | | 自己搬入、地元自治会の同意を得て事業系燃やせるごみ袋（１回につき２袋まで）を使用によるステーション収集回収又は市許可業者による収集運搬 | | | | | | 高岡広域ｴｺ・ｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰ（焼却） |
| 事業系ごみ | 燃やせないごみ | 不燃ごみ | | 自己搬入又は市許可業者による収集運搬 | | | | | | 民間処理施設（資源化）、高岡市埋立処分場（埋立） |
| 事業系ごみ | 燃やせないごみ | 木質系廃棄物、魚腸骨、生ごみ | | 自己搬入又は市許可業者による収集運搬 | | | | | | 民間処理施設（資源化） |
| 事業系ごみ | 燃やせないごみ | 粗大ごみ等 | | 自己搬入又は市許可業者による収集運搬 | | | | | | 民間処理施設（資源化）、高岡広域ｴｺ・ｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰ（焼却）又は高岡市埋立処分場（埋立） |
| し尿、浄化槽汚泥 | | | | 市許可業者（３業者）による収集運搬 | | | | | | 高岡し尿処理施設（一次処理後、下水道放流）<br>クリーンシステムとなみ（直接脱水型消化脱窒素処理） |

**不燃物収集**

| 区分／曜日 | 第1・3週収集地域 | 第2・4週収集地域 |
|---|---|---|
| 地域 | 月ー　川原<br>火ー　西条<br>水ー　二上・能町・野村・木津・国吉・太田<br>　　　福岡・西五位・赤丸<br>木ー　平米・福田・小勢・中田<br>金ー　守山・二塚・牧野 | 月ー　東五位・立野<br>火ー　横田・石堤<br>水ー　定塚・下関・博労・戸出全域・山王・大滝<br>　　　五位山<br>木ー　伏木・古府<br>金ー　成美・佐野 |

可燃物収集区域データ

| 区分 | 委託収集区域 | 直営収集区域 |
|---|---|---|
| 年間ごみ収集量 | 15,383t | 10,664t |
| 集積場の数 | 2,679箇所 | 1,003箇所 |

不燃物収集区域データ

| | | |
|---|---|---|
| 年間ごみ収集量 | 4,879t | 943t |
| 集積場の数 | 1,146箇所 | 138箇所 |

### (2) 市民１人当たりの排出量

| 年　度 | | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 人　口(人) | | 175,061 | 174,492 | 173,425 | 172,542 | 171,174 |
| 世 帯 主(世帯) | | 66,462 | 67,277 | 67,857 | 68,342 | 68,575 |
| 総排出量(t) | | 65,000 | 63,008 | 61,871 | 61,489 | 61,015 |
| 家庭系ごみ排出量(t) | | 34,280 | 33,098 | 32,549 | 31,978 | 31,868 |
| 排出量 | 1日当たり(t) | 178.08 | 172.15 | 169.51 | 168.46 | 167.16 |
| | 1日1世帯当たり(g) | 2,679.46 | 2,558.87 | 2,498.04 | 2,465.00 | 2,437.69 |
| | 1日1人当たり(g) | 1,017.26 | 986.60 | 977.42 | 976.36 | 976.58 |
| 家庭系ごみ | 1日当たり(t) | 93.92 | 90.43 | 89.18 | 87.61 | 87.31 |
| | 1日1世帯当たり(g) | 1,413.11 | 1,344.17 | 1,314.17 | 1,281.95 | 1,273.20 |
| | 1日1人当たり(g) | 536.49 | 518.26 | 514.20 | 507.77 | 510.06 |

### (3) １日１台当たりの収集量、走行距離

| 項目 / 年度 | 収 集 量(t／台／日) | | 走行距離 |
|---|---|---|---|
| | 可燃物 | 不燃物 | |
| 26 | 6.2 | 1.4 | 65.0 |
| 27 | 6.2 | 1.5 | 68.0 |
| 28 | 6.4 | 1.1 | 64.0 |
| 29 | 6.0 | 1.1 | 64.0 |
| 30 | 6.1 | 1.0 | 66.0 |

### (2) 環境クリーン工場の搬入・処理量の推移（～H26.7.4）

※他市町村等からの搬入ごみ量を含む　（単位:t）

| 区分／年度 | 搬入 | | | | | 処理 | | | | 焼却残灰 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 市収集 | 直接搬入 | | 粗大可燃物 | 計 | 古紙等資源化 | 焼却 | | | |
| | | 民間等 | 他市分 | | | | 高岡市分 | 他市分 | 計 | |
| 26 | 7,648 | 5,460 | 1,514 | 853 | 15,475 | 358 | 13,603 | 1,514 | 15,117 | 1,986 |

### (3)高岡広域エコ・クリーンセンターの搬入・処理量の推移（高岡市分）　（平成26年度はH26.7.7から稼働）

（単位:t）

| 区分／年度 | 搬入 | | | | 処理 | 焼却残灰 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 市収集 | 民間等 | 粗大可燃物 | 計 | 焼却 | |
| 26 | 20,039 | 15,290 | 61 | 35,390 | 35,390 | 3,198 |
| 27 | 27,018 | 20,082 | 1,012 | 48,112 | 48,112 | 5,452 |
| 28 | 26,799 | 19,969 | 740 | 47,508 | 47,508 | 5,042 |
| 29 | 26,369 | 20,011 | 853 | 47,233 | 47,233 | 5,054 |
| 30 | 26,048 | 20,120 | 906 | 47,074 | 47,074 | 5,287 |

### (4) リサイクル関連施設への搬入・処理量の推移

（単位:t）

| 区分／年度 | 搬入 | | | | | 処理 | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 当該年度発生量 | | | | 計 | 資源化 | | | | | | | 焼却 | 埋立 | 計 |
| | 市収集 | | 直接搬入 | 許可業者処理 | | | | | | | | | | | |
| | 資源再生品 | 容器包装 | 粗大 | | | 金属類 | 古紙類 | 容器包装 | 再使用びん | 木質チップ | その他 | 小計 | | | |
| 26 | 3,285 | 2,790 | 1,071 | 3,433 | 10,579 | 705 | 1,239 | 3,060 | 40 | 2,795 | 1,721 | 9,560 | 914 | 105 | 10,579 |
| 27 | 2,798 | 2,838 | 1,368 | 3,297 | 10,301 | 639 | 1,066 | 3,196 | 0 | 2,587 | 1,711 | 9,199 | 1,012 | 90 | 10,301 |
| 28 | 2,479 | 2,826 | 1,224 | 3,349 | 9,878 | 683 | 871 | 3,149 | 0 | 2,733 | 1,601 | 9,037 | 740 | 101 | 9,878 |
| 29 | 2,459 | 2,741 | 1,181 | 3,408 | 9,789 | 588 | 856 | 3,061 | 0 | 2,765 | 1,552 | 8,822 | 853 | 114 | 9,789 |
| 30 | 2,704 | 2,705 | 1,231 | 3,500 | 10,140 | 712 | 926 | 3,034 | 0 | 2,913 | 1,525 | 9,110 | 906 | 124 | 10,140 |

［古紙類（紙箱除く） 1,111
粗大金属 978, 高分子 615］

［搬入粗大 1,029
木質系 202］

### (5) 埋立処分場の搬入量の推移

#### ① 搬入量の推移

（単位： t ）

| 区分／年度 | 市収集 | | | 民間持込 | 埋立物（リサイクル関連施設） | 焼却残灰 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | ガラス陶磁器類 | 土砂等 | 小計 | 不燃物（民間持込分） | | | |
| 26 | 675 | 1,117 | 1,792 | 681 | 105 | 5,034 | 7,612 |
| 27 | 444 | 1,248 | 1,692 | 422 | 90 | 5,452 | 7,656 |
| 28 | 445 | 1,086 | 1,531 | 312 | 101 | 5,042 | 6,986 |
| 29 | 409 | 1,018 | 1,427 | 717 | 114 | 5,054 | 7,312 |
| 30 | 411 | 1,024 | 1,435 | 390 | 124 | 5,287 | 7,236 |

### (7) 有害ごみ処理状況

○ 使用済み乾電池・蛍光管等資源化処理状況　　　　　　　　（単位：kg）

| 種類 / 年度 | 使用済乾電池 | 蛍光管等 |
|---|---|---|
| 平成26年度 | 42,190 | 17,980 |
| 平成27年度 | 40,220 | 17,470 |
| 平成28年度 | 38,580 | 15,760 |
| 平成29年度 | 38,750 | 14,710 |
| 平成30年度 | 38,850 | 14,183 |

民間の処理施設に処理委託

### (8) 犬・猫等の死体処理

飼い犬、飼い猫については、一体の収集につき2,160円、直接持ち込みされる場合は、一体につき300円で処理している。また、飼い主が不明なものについては、無料で収集処理している。

○ 犬、猫等の死体処理状況　　　　　　　　（単位：体）

| 区分 / 年度 | 収集（直営） | | | 収集（委託） | 持込 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 有料 | 無料 | 計 | 無料 | 有料 | |
| 26 | 17 | 550 | 567 | 57 | 58 | 682 |
| 27 | 8 | 537 | 545 | 50 | 77 | 672 |
| 28 | 11 | 586 | 597 | 72 | 45 | 714 |
| 29 | 2 | 580 | 582 | 47 | 61 | 690 |
| 30 | 5 | 549 | 554 | 58 | 40 | 652 |

# 第６章　事業系一般廃棄物

# 第 6 章　事業系一般廃棄物

## 1　事業系一般廃棄物の処理

事業系一般廃棄物は、自己処理が原則であるが、自己処理できない場合は、直接搬入するか、許可業者による収集・処分を実施している。また、し尿は、旧高岡市区域は、高岡市し尿処理施設（四屋浄化センター内）・旧福岡町区域は、クリーンシステムとなみで処理している。

本市の一般廃棄物収集運搬及び処分業者は、下記表のとおりである。

**令和元年度一般廃棄物処理業許可業者**（五十音順）

| | 業者名 | 住所 | 許可の区分 | 種類 | 処分先 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | ㈱柴垣商店 | 高岡市野村<br>978-8 | 収集・運搬 | ごみ | 高岡広域エコ・クリーンセンター<br>埋立処分場 |
| 2 | 島田工業㈱<br>(代表)島田　博司 | 高岡市米島 480-3 | 収集・運搬 | ごみ | 高岡広域エコ・クリーンセンター<br>埋立処分場 |
| 3 | ㈱スカイインテック<br>(代表)佐野　洋 | 富山市牛島新町<br>5-5 | 収集・運搬 | ごみ | 高岡広域エコ・クリーンセンター<br>埋立処分場 |
| 4 | ㈲高岡運輸<br>(代表)濱谷　美都子 | 高岡市波岡 133-1 | 収集・運搬 | ごみ | 高岡広域エコ・クリーンセンター<br>埋立処分場 |
| 5 | ㈲高岡クリーン環境<br>(代表)新田　利幸 | 高岡市野村<br>1840-1 | 収集・運搬 | ごみ | 高岡広域エコ・クリーンセンター<br>埋立処分場 |
| 6 | ㈱高岡市衛生公社<br>(代表)島　小一 | 高岡市材木町 731 | 収集・運搬<br>処分(資源化) | ごみ、生し尿・浄化槽汚泥、木質系一般廃棄物他 | 高岡広域エコ・クリーンセンター<br>埋立処分場<br>四屋し尿処理施設 |
| 7 | デムラ工業㈱<br>(代表)出村　康夫 | 高岡市赤祖父<br>557-3 | 収集・運搬 | ごみ、生し尿・浄化槽汚泥 | 高岡広域エコ・クリーンセンター<br>埋立処分場<br>四屋し尿処理施設 |
| 8 | 日重環境㈱<br>(代表)松原　豊 | 高岡市吉久<br>1-1-145 | 収集・運搬 | ごみ | 高岡広域エコ・クリーンセンター<br>埋立処分場 |
| 9 | 日本海ミール㈱<br>(代表)京谷　政秀 | 高岡市石丸 704-2 | 収集・運搬 | 魚腸骨 | 自社処理施設<br>(積替) |
| 10 | ハリタ金属㈱<br>(代表)張田　真 | 高岡市福岡町本領<br>1053-1 | 収集・運搬<br>処分(資源化) | ごみ、木質系一般廃棄物他 | 高岡広域エコ・クリーンセンター<br>埋立処分場<br>自社処理施設 |
| 11 | ㈱ヒヨシ<br>(代表)喜多　良明 | 高岡市東海老坂 12 | 収集・運搬<br>処分(資源化) | ごみ、木質系一般廃棄物他 | 高岡広域エコ・クリーンセンター<br>埋立処分場<br>自社処理施設 |
| 12 | ㈲福岡クリーン・アルファ<br>(代表)中井　宗義 | 高岡市福岡町下老子4 | 収集・運搬 | 生し尿・浄化槽汚泥 | クリーンシステムとなみ |
| 13 | 富士見産業㈱<br>(代表)前田　賢一 | 東京都中央区銀座二丁目8番5号 | 収集・運搬 | ごみ | 高岡広域エコ・クリーンセンター<br>埋立処分場 |
| 14 | 北陸ポートサービス㈱<br>(代表)加治　幸大 | 富山市東岩瀬新川町 380 | 収集・運搬 | 木質系一般廃棄物他 | 自社処理施設 |
| 15 | 三友商事㈲<br>(代表)池田　文也 | 滑川市荒俣 25 | 収集・運搬 | 魚腸骨 | 自社処理施設 |
| 16 | ㈱美濃ラボ<br>(代表)岩田　美子 | 岐阜県海津市平田町今尾 1195-1 | 収集・運搬 | 実験動物の死体 | 自社処理施設 |
| 17 | ㈱安田紙業<br>(代表)安田　藤一朗 | 高岡市戸出栄町 20 | 処分 | 紙管 | 自社処理施設 |

### ② 延べ床面積 3,000 ㎡以上の事業所のごみ発生量

(単位:t)

| 区　分 | 減量化・資源化量 | 処分量 | 総排出量 |
| --- | --- | --- | --- |
| 29 年度実績 | 3,567 | 4,982 | 8,549 |
| | 41.7% | 58.3% | 100% |
| 30 年度計画 | 3,680 | 4,758 | 8,438 |
| | 43.6% | 56.4% | 100% |

### ③ 年間 50 トン以上排出の事業所のごみ発生量

(単位:t)

| 区　分 | 減量化・資源化量 | 処分量 | 総排出量 |
| --- | --- | --- | --- |
| 29 年度実績 | 1,164 | 1,865 | 3,029 |
| | 38.4% | 61.6% | 100% |
| 30 年度計画 | 1,262 | 2,015 | 3,277 |
| | 38.5% | 61.5% | 100% |

## (4) 事業系ごみの組成

### ① ごみ組成の実績と計画

(単位:t)

| 区　分 | 生ごみ | 紙ごみ | 缶 | びん | ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ | その他 | 計 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 29 年度実績 | 6,597 | 3,717 | 298 | 99 | 131 | 736 | 11,578 |
| | 57.0% | 32.1% | 2.6% | 0.9% | 1.1% | 6.4% | 100% |
| 30 年度計画 | 6,660 | 3,853 | 258 | 100 | 130 | 717 | 11,718 |
| | 56.8% | 32.9% | 2.2% | 0.9% | 1.1% | 6.1% | 100% |

### ② 延べ床面積 3,000 ㎡以上の事業所のごみ組成

(単位:t)

| 区　分 | 生ごみ | 紙ごみ | 缶 | びん | ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ | その他 | 計 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 29 年度実績 | 4,689 | 2,750 | 273 | 77 | 99 | 661 | 8,549 |
| | 54.8% | 32.2% | 3.2% | 0.9% | 1.2% | 7.7% | 100% |
| 30 年度計画 | 4,616 | 2,768 | 236 | 80 | 91 | 648 | 8,439 |
| | 54.7% | 32.8% | 2.8% | 0.9% | 1.1% | 7.7% | 100% |

# 第７章　一般廃棄物(ごみ)<br>処理実施計画

# 第７章　一般廃棄物（ごみ）処理実施計画

## １概　要

平成 29 年度に、ごみの排出抑制や、ごみの発生から最終処分に至るまでの適正な処理を推進するために必要な基本的事項を定めた「第２次高岡市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を策定した。この計画は、2018（平成 30）年度から 2027 年度までを計画期間としている。

令和元年度一般廃棄物処理実施計画は、この基本計画に基づいて、ごみ減量化・資源化の推進に努める。

## ２基本方針

市民・事業者・行政が一体となった協働体制で、循環型社会の形成に向けて取り組むため「発生源から始めるごみ減量推進」「多様なリサイクルの輪による資源の循環的利用の推進」「環境への負荷が小さい安全で安心な適正処分の推進」「計画の実現に向けた体制整備」を基本方針としている。

## ３減量化目標

平成 30 年度の数値目標の、61,343t（集団回収分 4,430ｔ含む）に対し、平成 30 年度の高岡市ごみ排出量実績は 61,015ｔ（集団回収分 3,906ｔ含む）となった。

令和元年度の数値目標は、61,211t（集団回収分 4,421t 含む）と設定する。

## ４リサイクル率・資源化目標

平成 30 年度の資源化量（集団回収を含む）は 13,016ｔで、リサイクル率は 21.3%であった。

令和元年度は、分別の徹底、民間施設の活用等を図り、新たな資源化を推進し、資源化量、リサイクル率の向上に努める。

## ５最終処分場

平成 30 年度の最終処分量は 6,212ｔであった。

令和元年度の数値目標は、引き続き埋め立てごみの減少と焼却量の削減に努め、5,836ｔと設定する。「第２次高岡市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」2027 年度目標数値 5,563ｔの達成に向け、さらなるごみの分別の周知・啓発に努めていきたい。

# 第８章　ごみの減量化・資源化

# 第 8 章　ごみの減量化・資源化

## 1 高岡市廃棄物減量等推進審議会の設置（平成6年度～）

平成３年度に設置した「高岡市ごみ減量化・資源化対策市民委員会」を改組し、ごみの減量化・資源化及び適正処理の推進に関し調査、審議するために設置した。これまで、ごみの有料制導入の提言や容器包装廃棄物の分別収集に関する方策、高岡市災害廃棄物処理計画、第２次高岡市廃棄物（ごみ）処理基本計画等について検討された。

## 2 廃棄物減量等推進員の委嘱

ごみに関する指導やごみ減量化・資源化の推進並びに地域の環境美化等について、地域で環境保健衛生委員等と協力して活動するために、廃棄物減量等推進員を委嘱している。

## 3 ごみ集積場設置補助金交付制度

ごみの分別排出並びに美化推進のため、昭和 54 年から集積場の設置に際して、補助金（事業費の 1/3 補助、最高限度額 8 万円）を交付しており、平成 10 年 10 月からは最高限度額を 15 万円に引上げた。また、分別区分の拡大等に対応するため、平成 13 年度から補助率を 1/2 とした。

平成 21 年度より、補助率 1/2 は据え置き、利用世帯数に応じた上限額に改め、新規に箱型を設置した場合や複数の集積場を集約した場合等は補助金額を加算した。ただし、集積場の設置に要した金額の 3/4 を限度とした。

平成 30 年度より、補助率を 3/4 とし、新規に設置した場合や、集積場を集約した場合の加算額を廃止した。また、最高限度額を 10 万円とする等、見直しを行った。

## 4 事業者処理責任の徹底

平成６年度から事業用大規模建築物（建築延面積3,000 ㎡以上や建築延面積3,000 ㎡未満で年間 50 t 以上のごみを排出する事業所）に対して、事業系一般廃棄物減量化・資源化等計画書及び廃棄物管理責任者の届出を義務付けしている。

## 5 資源再生品集団回収事業奨励金交付制度(平成 3 年度～)

資源の有効利用を促進するため、地域の自主的な資源回収団体が回収する資源再生品（古紙・アルミ缶・スチール缶・ビン・布類）の量目に応じて、１kgあたり３円（平成 29 年度までは１kgあたり４円）の回収奨励金制度を設け、活動を支援している。

回収量等実績　　(単位:t)　　(単位:千円)

| 年度 | 古紙類 | 金属類 | ビン | 布類 | 計 | 奨励金交付額 | 交付団体数 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 26 | 4,909 | 77 | 0 | 0 | 4,986 | 19,943 | 381 |
| 27 | 4,667 | 74 | 0 | 0 | 4,741 | 18,962 | 376 |
| 28 | 4,396 | 72 | 0 | 0 | 4,468 | 17,872 | 374 |
| 29 | 4,124 | 70 | 0 | 0 | 4,194 | 16,773 | 376 |
| 30 | 3,838 | 68 | 0 | 0 | 3,906 | 11,717 | 372 |

を行った。平成31年2月に組織委員会より、東京2020大会のメダル製作の目途が立ったため、本プロジェクトを3月31日に終了する旨発表があった。このため、本市は平成31年3月29日(金)をもって、本プロジェクトとしての回収の受付を終了することとしたが、小型家電回収による金属リサイクルを普及啓発するため、4月以降も引き続き「市役所本庁舎」、「環境サービス課」、「福岡ストックヤード」の3か所に常設の小型家電回収ボックスを設置し、回収を続けている。

○ 回収場所（平成31年4月1日現在）

市役所本庁舎、環境サービス課、福岡ストックヤード

## 10 容器包装廃棄物の資源化

家庭から排出される容器包装廃棄物の減量化・資源化を促進することを目的に「容器包装リサイクル法」が平成12年4月から完全施行された。

高岡市では、容器包装廃棄物分別収集計画を定め、区域内における容器包装廃棄物の分別収集を行ってきたところである。

**容器包装廃棄物の資源化量の推移(市収集分)** (単位:t)

| 年度 | 空き缶 | | ガラスびん | | | | ペットボトル | 紙パック | 段ボール | 紙箱・包装紙 | プラスチック容器 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | スチール缶 | アルミ缶 | 無色 | 茶色 | その他 | 再使用ビン | | | | | | |
| 26 | 127 | 140 | 249 | 285 | 150 | 40 | 350 | 12 | 379 | 293 | 1,075 | 3,100 |
| 27 | 89 | 121 | 368 | 377 | 133 | 0 | 326 | 13 | 356 | 295 | 1,117 | 3,196 |
| 28 | 71 | 113 | 374 | 380 | 149 | 0 | 311 | 11 | 338 | 292 | 1,110 | 3,149 |
| 29 | 68 | 108 | 341 | 341 | 143 | 0 | 304 | 11 | 329 | 293 | 1,123 | 3,061 |
| 30 | 68 | 105 | 342 | 351 | 118 | 0 | 300 | 10 | 336 | 265 | 1,139 | 3,034 |

# 第９章　し尿処理

# 第 9 章　し尿処理

## 1 概　要

し尿処理の収集事業は許可制を導入し、業者の育成や指導監督を行いながら、効果的な事業を進めている。

旧高岡市地域では、㈱高岡市衛生公社、デムラ工業㈱の２社を許可業者とし、処理施設は高岡市四屋浄化センターに併設され、二次処理装置は、下水道処理施設と共用している（し尿処理施設の運転･管理は委託）。なお、処理施設の老朽化が著しいことから、平成 12 年度から３箇年継続事業で全面改築整備工事を行った。

旧福岡町地域では、㈲福岡クリーン・アルファの１社を許可業者とし、クリーンシステムとなみ（砺波地方衛生施設組合）で処理している。

### (1) し尿収集量の推移

（単位：kℓ）

| 年度 | し尿汲取量 | 浄化槽汚泥汲取量 | 合　　計 |
|---|---|---|---|
| 26 | 3, 451 | 12, 239 | 15, 690 |
| 27 | 3, 028 | 11, 695 | 14, 723 |
| 28 | 2, 818 | 10, 603 | 13, 421 |
| 29 | 2, 751 | 10, 529 | 13, 280 |
| 30 | 2, 829 | 9, 677 | 12, 506 |

### (2) し尿収集・処理人口の推移

（単位：人）

| 年度 | し尿 | 合併浄化槽 | 単独浄化槽 | コミプラ | 公共下水 | 合　計 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 26 | 10, 805 | 4, 579 | 7, 595 | 0 | 148, 446 | 171, 425 |
| 27 | 10, 406 | 4, 207 | 6, 972 | 0 | 149, 160 | 170, 745 |
| 28 | 9, 879 | 4, 069 | 6, 535 | 0 | 149, 277 | 169, 760 |
| 29 | 9, 413 | 3, 939 | 6, 240 | 0 | 149, 342 | 168, 934 |
| 30 | 8, 955 | 3, 729 | 5, 835 | 0 | 149, 136 | 167, 655 |

※平成 26 年度中田地区に公共下水道導入のため、コミュニティプラント人口は公共下水に計上

### (3) し尿汲取料金の推移

| 改 定 年 月 | し尿汲取料金（100ℓ当たり） |
|---|---|
| 昭和 58 年９月 | 550 円 |
| 昭和 60 年７月 | 610 円 |
| 平成元年４月 | 628 円（消費税含む） |
| 平成９年４月 | 640 円（消費税含む） |
| 平成 26 年４月 | 660 円（消費税含む）※福岡地域は 620 円（消費税含む） |
| 平成 29 年４月 | 800 円（消費税含む） |

# 第10章　環境美化

# 第 10 章　環境美化

## 1 美しいまちづくり市民運動

「美しいまちはみんなの財産・美しいまちは市民みんなで創造・美しいまちを将来に継承」の理念のもと、きれいな郷土を目指して「だれもがごみを捨てない、汚さない」をキャッチフレーズに、美化運動を推進し、都市環境・自然環境の保全を図るため、市民・関係団体・行政機関等で構成する「美しいまちづくり高岡市民連絡会議」を設置し、市民の手による美しいまちづくりの実践と啓蒙活動に努めるとともに、美しいまちづくり推進員の協力を得て、年間を通じて清掃美化活動を展開している。

### (1)　広報活動

**①　市広報（市民と市政）等による啓発普及**

**②　ポスターの作成・掲示**

**③　立看板・横断幕等による啓発普及**

**④　ボランティア清掃専用ごみ袋の作成**

**⑤　広報パトロールの実施**

**⑥　シンボルマーク・キャッチフレーズの活用**

### (2)　美化実践運動（平成 30 年度実績）

**①　まちを美しくする運動（4月1日～5月31日）**

市内全域で地域住民の参加協力による側溝、下水等の汚泥清掃や散乱ごみの回収等の美化運動を実施するとともに、不法投棄防止のためのパトロールや立看板等の設置、チラシの配布等を行い、美化意識の向上を図り、美しい住みよいまちづくりの実現に努めている。

（5月 30 日（水）　全市一斉ごみゼロの日）

**②　川をきれいにする運動（6月1日～30日）（9月1日～30日）**

市街地を流れる千保川をはじめ、中小河川、用排水路などを清らかな流れにするために、河川流域のごみ等の投棄防止と清掃活動を推進し、環境美化の維持に努める。特に、千保川流域の事務所、自治会や美しいまちづくり市民連絡会議等の協力を得て特別清掃を実施している。

（6月 10 日（日）　千保川特別清掃日　　約 1,800 人）

**③　山や公園をきれいにする運動（6月1日～8月31日）**

市の観光地である二上山や各地域の公園の除草、清掃活動を実施し、緑豊かな自然環境ときれいで憩いのある公園の維持に努めている。

（6月3日（日）　二上山特別清掃日　　約 300 人）

（8月5日（日）　高岡古城公園清掃美化運動　　約 800 人）

### (6) 美しいまちづくり推進員の委嘱

各自治会の推薦により美しいまちづくり推進員(廃棄物減量等推進員を兼ねる)を委嘱し、不法投棄の防止や雑草地の適正管理等の美化パトロールに努めている。

### (7) 美しいまちづくり推進功労者表彰

郷土美化の推進に尽力し、功績顕著な団体又は個人を表彰する。

## 2 公衆便所の維持管理

市内に設置されている高の宮公衆便所の維持管理を行い、公衆衛生の向上に努めている。

| 名 称 | 所 在 地 | 構 造 | 敷地面積 | 建物面積 | 型 式 | 建築年月 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 高の宮<br>街路便所 | 高岡市末広町<br>関野神社境内内 | 鉄筋コンクリート<br>平屋建 | 46.20 ㎡ | 33.09 ㎡ | 水洗 | 平成8年12月<br>改築 |

# 参　考　資　料

| | | |
|---|---|---|
| 1 | 高岡市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例 | 45～54 |
| 2 | 同条例の施行規則 | 55～59 |
| 3 | 高岡市市民の手による美しいまちづくり推進条例 | 60～63 |
| 4 | 同条例の施行規則 | 64～66 |
| 5 | 高岡市市民の手による美しいまちづくり推進事業助成金交付要綱 | 67～69 |
| 6 | 高岡市環境美化協定要綱 | 70～71 |
| 7 | 高岡市一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧手続等に関する条例 | 72～73 |
| 8 | 同条例の施行規則 | 74 |
| 9 | 高岡市ごみ集積場設置補助金交付要綱 | 75～76 |
| 10 | ごみ集積場設置基準 | 77 |
| 11 | 高岡市し尿処理対策審議会規則 | 78 |
| 12 | 高岡市資源再生品集団回収事業奨励金交付要綱 | 79～81 |
| 13 | 高岡市廃棄物減量等推進員及び高岡市美しいまちづくり推進員に関する要領 | 82 |
| 14 | 高岡市ひとり暮らし高齢者のごみ個別収集事業実施要綱 | 83 |

# 付　　　録

| | |
|---|---|
| 廃棄物処理事業年表 | 84～95 |

○高岡市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例

平成17年11月1日

条例第127号

改正　平成17年12月22日条例第252号

平成23年12月19日条例第29号

平成24年3月22日条例第10号

平成26年3月20日条例第8号

平成28年3月23日条例第16号

平成28年12月14日条例第42号

平成29年3月21日条例第15号

目次


第1章　総則(第1条―第6条)

第2章　市民等の参加及び協力(第7条―第10条)

第3章　減量化及び資源化の推進(第11条―第21条)

第4章　廃棄物の適正処理(第22条―第33条)

第5章　手数料等(第34条―第37条)

第6章　雑則(第38条―第41条)

附則


第1章　総則

(目的)

第1条　この条例は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進するとともに、廃棄物を適正に処理することにより、資源の有効利用及び生活環境の保全を図り、もって良好な都市環境の形成に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条　この条例において使用する用語は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)において使用する用語の例による。

2　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　減量化　廃棄物の発生を抑制することをいう。

(2)　資源化　活用されなければ不要である物又は廃棄物を再び使用すること、原材料として利用すること、熱源として利用すること等をいう。

(市長の責務)

第3条　市長は、あらゆる施策を通じて、減量化、資源化及び廃棄物の適正処理の推進に努めなければならない。

2　市長は、前項の施策の実施に当たっては、市民及び事業者の意識の啓発を図るとともに、そ

第11条　市長は、資源化に配慮した分別収集の徹底を図るとともに、市の処理施設に搬入された廃棄物のうち有用なものを資源化し、廃棄物の減量化に努めなければならない。

（資源回収業者等への協力要請等）

第12条　市長は、減量化及び資源化を促進するため、資源回収又は廃棄物の再生を業とする事業者に必要な協力を求めるとともに、当該事業者の育成に努めなければならない。

（市民の減量化及び資源化）

第13条　市民は、資源化が可能な物の分別を図るとともに、資源化を促進するための自主的な活動に参加し、又は協力することにより、廃棄物の減量化に努めなければならない。

（事業者の減量化及び資源化）

第14条　事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、長期間使用することが可能な製品、容器等の開発を行うこと及び製品、容器等の修理及び回収体制の確保等により、廃棄物の減量化に努めなければならない。

2　事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再生利用等の容易な製品、容器等の開発を行い、その製品、容器等の再生利用等の方法を市民に周知し、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成３年法律第48号）第２条第４項に定める再生資源をいう。）及び再生品を利用すること等により、資源化に努めなければならない。

（資源化可能な物の分別の徹底等）

第15条　事業者は、資源化が可能な物の分別の徹底、複数の事業者の協力による資源回収その他資源化を促進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（包装、容器等の適正化）

第16条　事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、減量化のため、適正な包装、容器等を使用するよう努めなければならない。

2　事業者は、商品の販売等に際して、当該商品について、適正な包装、容器等を市民が選択できるよう努めなければならない。

3　市長は、包装、容器等の適正化を推進するため、市民及び事業者の意識の啓発を図り、事業者に対して必要な協力を求めること等の措置を講じなければならない。

（事業用大規模建築物の管理者等の義務）

第17条　事業用の大規模建築物で規則で定めるもの（以下「事業用大規模建築物」という。）の管理者は、市長の指導に従い、当該事業用大規模建築物から発生する事業系廃棄物で産業廃棄物以外のもの（以下「事業系一般廃棄物」という。）の減量化及び資源化を図らなければならない。

2　事業用大規模建築物において事業を行う者で管理者以外のものは、事業系一般廃棄物の減量化及び資源化に関し、当該事業用大規模建築物の管理者に協力しなければならない。

（減量化・資源化計画書の提出）

第18条　事業用大規模建築物の管理者は、毎年１回、規則で定めるところにより、当該事業用大

３　市民は、臨時かつ多量の家庭系一般廃棄物又は犬、猫等の死体の収集、運搬及び処分(以下「収集等」という。)を市長に依頼しようとするときは、その旨を届け出るとともに、その収集等の実施に際しては、市長の指示に従わなければならない。

(資源物の所有権)

第24条の２　前条第２項の規定によりごみ集積場に搬出された家庭系一般廃棄物のうち、資源物(資源化を目的として収集するものをいう。以下同じ。)の所有権は、市に帰属する。

２　市長が指定する者以外の者は、資源物を収集し、又は運搬してはならない。

(事業者の自己処理責任)

第25条　事業者は、事業系廃棄物を自らの責任において、生活環境の保全上支障のない方法により、適正に処理しなければならない。

(一般廃棄物の自己処理基準)

第26条　市民又は事業者は、自ら一般廃棄物の運搬又は処分等を行うときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第３条又は第４条の２に定める基準に従わなければならない。

(市長が処理する事業系廃棄物)

第27条　市長は、やむを得ないと認めた場合に限り、事業系一般廃棄物について、一般廃棄物処理計画に基づき、収集等を行うことができる。

２　法第11条第２項の規定に基づき、市長は、一般廃棄物と合わせて処分することができる産業廃棄物で、事業者に処分させることが生活環境の保全上支障があると認められるものその他公益上市長が処分する必要があると認められるものを処理することができる。

(事業系一般廃棄物の収集等に係る届出等)

第28条　事業者は、事業系一般廃棄物の収集等を市長に依頼しようとするときは、規則で定めるところにより、当該事業系一般廃棄物の種類、予測数量その他必要事項を届け出なければならない。

２　事業者は、前項の規定により届け出た事項に変更があったときは、遅滞なく、市長に届け出なければならない。

３　第１項に規定する届出を行った事業者は、その収集等の実施に際しては、市長の指示に従わなければならない。この場合において、燃やせるごみについては、市長が指定する袋(以下「事業系燃やせるごみ指定袋」という。)に収納するとともに事業所名を明記しなければならない。

(適正処理困難物の指定等)

第29条　市長は、製品、容器等で廃棄された場合にその適正な処理が困難となるものを、適正処理困難物として指定することができる。

２　市長は、適正処理困難物の製造、加工、販売等を行う事業者に対して、その回収等の措置を講ずるよう要請することができる。

（一般廃棄物収集運搬業等の許可申請等）

第37条　法第７条第１項若しくは第４項の規定による許可を受けようとする者、法第７条の２第１項の規定による事業の範囲の変更の許可を受けようとする者又は浄化槽法（昭和58年法律第43号）第35条第１項の規定による許可を受けようとする者は、規則で定めるところによる一般廃棄物収集運搬業等の許可申請書を市長に提出しなければならない。

2　前項に規定する許可を受けようとする者は、申請の際、別表第３に定める手数料を納付しなければならない。

3　第１項に規定する許可の有効期間は、２年とする。

第６章　雑則

（報告の徴収等）

第38条　市長は、法第18条第１項に定める場合を除くほか、この条例の施行に必要な限度において、市民又は事業者その他必要と認める者に対し、当該廃棄物の処理に関し必要な報告を求め、又は指示をすることができる。

（立入調査）

第39条　市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、市民又は事業者その他必要と認める者の土地又は建物に立ち入り、必要な調査をさせることができる。

2　前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3　第１項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（技術管理者）

第40条　法第21条第３項の規定による条例で定める資格は、次のとおりとする。

(1)　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第17条に規定する資格を有する者

(2)　前号に掲げるもののほか、廃棄物の処理に関し、十分な知識及び技能を有すると市長が認める者

（委任）

第41条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、平成17年11月１日から施行する。

（経過措置）

2　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の高岡市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（平成５年高岡市条例第23号）又は福岡町廃棄物の減量

別表第１(第34条関係)

一般廃棄物処理手数料

<table>
<tr><th colspan="2">区分</th><th>金額</th></tr>
<tr><td colspan="2">事業系一般廃棄物のうち燃やせるごみの収集等を行う場合</td><td>事業系燃やせるごみ指定袋<br>１袋(45リットル)につき　120円</td></tr>
<tr><td colspan="2">臨時に家庭系一般廃棄物の収集等を行う場合</td><td>１立方メートルまでごとに　2,780円<br>(特別な処理を要する物については、１個につき300円を加算する。ただし、木質系の家具類及び畳については、１個につき100円を加算する。)</td></tr>
<tr><td rowspan="2">高岡ストックヤード又は福岡ストックヤードで受入れを行う場合</td><td>家庭系一般廃棄物</td><td>車両(２トン車まで)１台につき　510円<br>車両(２トンを超え４トン車まで)１台につき1,020円<br>(特別な処理を要する物については、１個につき300円を加算する。ただし、木質系の家具類及び畳については、１個につき100円を加算する。)</td></tr>
<tr><td>事業系一般廃棄物(特別な処理を要する物を除く。)</td><td>車両(２トン車まで)１台につき　1,240円<br>車両(２トンを超え４トン車まで)１台につき2,480円</td></tr>
<tr><td colspan="2">高岡広域エコ・クリーンセンターで事業系一般廃棄物の受入れを行う場合</td><td>100キログラムまで　1,240円<br>100キログラムを超えるものは、超える量20キログラムまでごとに　240円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">埋立処分場で受入れを行う場合</td><td>家庭系一般廃棄物</td><td>100キログラムまでごとに　250円<br>(100キログラム未満は、100キロとみなす。)</td></tr>
<tr><td>事業系一般廃棄物</td><td>１トンまで　6,170円<br>１トンを超えるものは、超える量200キログラムまでごとに　1,240円</td></tr>
<tr><td colspan="2">犬、猫等の死体の収集等を行う場合</td><td>１体につき　2,160円</td></tr>
<tr><td colspan="2">犬、猫等の死体を処分する場合</td><td>１体につき　300円</td></tr>
<tr><td colspan="2">し尿</td><td>100リットルにつき　800円</td></tr>
</table>

備考

１　この表において「特別な処理を要する物」とは、家具類、畳、ボイラー、電気温水器、除湿器、冷水機、大型の厨房機器(ステンレス等が張ってあり縦・横・奥行きの合計が1.5

○高岡市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例施行規則

平成17年11月1日

規則第101号

改正　平成18年9月22日規則第42号

平成22年9月17日規則第25号

平成26年3月31日規則第17号

平成28年3月31日規則第31号

平成29年3月24日規則第18号

(趣旨)

第1条　この規則は、高岡市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例(平成17年高岡市条例第127号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(高岡市廃棄物減量等推進審議会委員)

第2条　条例第9条に規定する高岡市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1)　市民

(2)　事業者

(3)　学識経験を有する者

(4)　関係行政機関の職員

2　委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第3条　審議会に、会長及び副会長を置く。

2　会長は、委員の互選によるものとし、副会長は、会長の指名によるものとする。

3　会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条　審議会の会議は、会長が招集する。ただし、委員委嘱後の最初の会議は、市長が招集する。

2　審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3　審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4　審議会は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事業用大規模建築物)

第5条　条例第17条第1項の規則で定める事業用大規模建築物は、次のとおりとする。

第11条　条例第27条第２項に規定する産業廃棄物は、本市の区域内において生じた産業廃棄物（有毒性、危険性、有害性若しくは引火性のあるもの又は著しい悪臭を伴うものを除く。）で、別に市長が定めるものとする。

２　前項に規定する産業廃棄物を搬入しようとする事業者は、市長の定めるところにより、事前にその承認を受けなければならない。

（事業者の届出等）

第12条　条例第28条に規定する事業系一般廃棄物の収集等を依頼しようとする者は、事業系一般廃棄物収集等（開始、変更（増・減）、廃止）申込書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。その内容に変更があったときも、同様とする。

（適正処理困難物の告示）

第13条　市長は、条例第29条に規定する適正処理困難物を指定したときは、これを告示するものとする。

（事業系廃棄物の保管場所の設置基準）

第14条　条例第31条に規定する保管場所の設置基準は、次のとおりとする。

(1)　廃棄物が種類別に分別できるものであること。

(2)　廃棄物が十分収納できるものであること。

(3)　廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないものであること。

(4)　ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。

(5)　前各号に掲げるもののほか、生活環境の保全上支障の生ずるおそれのないようにすること。

（廃棄物搬入の届出）

第15条　条例第33条に規定する廃棄物を市の処理施設に搬入しようとする者は、廃棄物搬入申請書（ストックヤード用）（様式第12号）又は廃棄物搬入申請書（埋立処分場用）（様式第12号の２）を市長に提出しなければならない。

（一般廃棄物処理手数料の納入等）

第16条　条例第34条に規定する手数料の納入方法は、次に定めるとおりとする。

(1)　事業系一般廃棄物のうち燃やせるごみの収集等を依頼する者にあっては、毎年度市長に収集等を依頼する際に、事業系燃やせるごみ指定袋の交付時に納入するものとする。

(2)　前号に規定する者以外の者にあっては、即納するものとする。

２　前項第２号の規定にかかわらず、廃棄物を継続的に市の処理施設に搬入する者で市長の承認を受けたものは、当該月分の手数料を一括して翌月の20日までに納入することができる。

３　市長は、交付した事業系燃やせるごみ指定袋に係る既納の手数料は還付しないものとする。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

（指定袋の交付等）

日までに市長に報告しなければならない。

（身分を示す証明書）

第24条　条例第39条第２項に規定する立入調査を行う職員は、身分を示す証明書（様式第21号）を携帯するものとする。

（補則）

第25条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、平成17年11月１日から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行の日の前日までに、合併前の高岡市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例施行規則（平成６年高岡市規則第２号）又は福岡町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則（平成７年福岡町規則第１号）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

3　この規則の施行の日以後、最初に委嘱された委員の任期は、第２条第２項の規定にかかわらず、平成19年３月31日までとする。

4　当分の間、合併前の福岡町の区域に係る第８条第３号の適用については、同号中「市長が指定する袋（以下「缶・びん・ペット専用指定袋」という。）」とあるのは、「袋」とする。

5　平成18年３月31日までの間、合併前の福岡町の区域に係る第８条第４号及び第９条の適用については、第８条第４号中「市長が指定する袋（以下「プラスチック容器専用指定袋」という。）」とあるのは「袋」と、第９条中「市長が指定する袋（以下「ボランティア活動専用指定袋」という。）」とあるのは「袋」とする。

附　則（平成18年９月22日規則第42号）

この規則は、平成18年10月１日から施行する。

附　則（平成22年９月17日規則第25号）

この規則は、平成22年10月１日から施行する。

附　則（平成26年３月31日規則第17号）

この規則は、平成26年10月１日から施行する。

附　則（平成28年３月31日規則第31号）

この規則は、平成28年４月１日から施行する。

附　則（平成29年３月24日規則第18号）

この規則は、平成29年４月１日から施行する。

第3条　市は、市民の手による美しいまちづくりに関する総合的な施策（以下「美しいまちづくり施策」という。）を計画的に実施するものとする。

2　市は、美しいまちづくり施策の実施に際し、市民等、事業者、公共的団体等及び土地等管理者に対し協力を要請するものとする。この場合において、市は、美しいまちづくり施策に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

3　市は、市民等、事業者、公共的団体等及び土地等管理者が行うまちの良好な生活環境の保全及び美化を推進するための自発的な活動（以下「市民美化活動」という。）に対する支援並びに関係機関等との連携及び調整に努めるものとする。

（市民等の責務）

第4条　市民等は、美しいまちづくり施策に協力するとともに、連携して意識の高揚を図り、その居住する地域において行なわれる市民美化活動に協力するよう努めるものとする。

2　市民等は、屋外で自ら生じさせた空き缶、吸い殻等を持ち帰り、又は回収容器、吸い殻入れ等に収納するよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第5条　事業者は、美しいまちづくり施策に協力するとともに、事業所、その周辺その他事業活動を行う地域における市民美化活動の推進に努めるものとする。

2　事業者は、その業務に従事する者に対し、市民の手による美しいまちづくりに関する意識の啓発に努めるものとする。

（公共的団体等の責務）

第6条　公共的団体等は、美しいまちづくり施策に協力するとともに、その事業又は活動を行う地域における市民美化活動の推進に努めるものとする。

2　公共的団体等は、その事業又は活動に参加する者に対し、市民の手による美しいまちづくりに関する意識の啓発に努めるものとする。

（犬の飼い主の責務）

第7条　犬の飼い主（飼養管理者を含む。）は、飼い犬を屋外で運動させる場合は、ふんによる害を防止するため、次の事項を遵守するよう努めるものとする。

(1)　飼い犬を綱、鎖等でつなぐことを原則とし、これを制御できる者が運動させること。

(2)　飼い犬のふんを処理するための用具を携帯し、これを適正に処理すること。

（禁止行為）

第8条　何人も、みだりに空き缶、吸い殻等を捨ててはならない。

2　何人も、みだりに公共の場所で毀損行為及び落書きをしてはならない。

3　犬の飼い主は、みだりに公共の場所に飼い犬のふんを放置してはならない。

（容器入り飲料等を販売する者の措置義務等）

第9条　容器入りの飲料及び食品を販売する者（自動販売機の設置者を含む。以下この条において同じ。）は、その消費者に対し、市民の手による美しいまちづくりに関する意識の啓発に努めなければならない。

2　容器入りの飲料及び食品を販売する者は、販売する場所（自動販売機の設置場所を含む。次項において同じ。）に空き缶、空きびん、空き箱、空き袋等を回収する容器を設置し、及び管理する等これらの散乱を防止する措置を講じるよう努めなければならない。

3　容器入りの飲料及び食料を販売する者は、販売する場所が空き缶、空きびん、空き箱、空き袋等の散乱している状態にあるときは、これを解消しなければならない。

（土地等管理者の措置義務等）

第 10 条　土地等管理者は、その管理する土地等が周辺の良好な生活環境の保全と美化に支障を及ぼすものとして次に掲げる状態となることを防止する措置を講じるよう努めなければならない。

(1)　空き缶、吸い殻等が散乱している状態

(2)　毀損行為又は落書きによる損傷又は汚損が著しい状態

(3)　雑草等が無秩序に繁茂している状態

3 推進員は、地域の市民等、事業者、公共的団体等及び土地等管理者に対し、美しいまちづくり施策の趣旨等を周知するとともに、地域における市民美化活動に取り組むものとする。

（環境美化協定）

第18条 市は、計画的な市民美化活動を促進するため、市内の一定の区域で市民美化活動を実践する事業者及び公共的団体等と協議し、当該一定区域における市民美化活動を継続的に推進する旨の協定（以下「環境美化協定」という。）を締結するものとする。この場合において、環境美化協定の対象とする区域は、公共の場所を含む区域とする。

2 市と環境美化協定を締結した事業者及び公共的団体等は、市民の手による美しいまちづくりに関し、市に意見を述べることができる。

（環境美化ボランティア）

第19条 市は、公共の場所等における清掃、空き缶、吸い殻等の回収、草刈り等の作業に無償で協力することを希望する者を環境美化ボランティアに登録するものとする。

2 市長は、環境美化ボランティアに対して前項に規定する作業に関する情報を提供し、協力を要請するものとする。

3 環境美化ボランティアは、美しいまちづくり施策に積極的に協力するとともに、自らの実践活動等を通じ、市民全体の環境美化意識の向上に寄与するものとする。

（環境美化の日）

第20条 市長は、市民等、事業者、公共的団体等及び土地等管理者の環境美化意識の向上を図り、市民美化活動を積極的に推進するため、環境美化の日を設けることができる。

（市民美化活動の支援等）

第21条 市は、市民連絡会議、推進員、環境美化協定を締結した事業者及び公共的団体等並びに環境美化ボランティアに対し市民美化活動に必要な情報を提供するとともに、清掃用具その他市民美化活動に必要なものを貸与することができる。

2 家庭、学校、事業所、地域社会等は、次代を担う青年や子供たちにこの美しいまちを守り、創造していくことの大事さの啓発に努めなければならない。

（調査及び評価）

第22条 市は、環境美化重点地区において、その現況等の調査を行うとともに、当該地区の生活環境の保全及び美化の評価を行うものとする。

2 市は、前項の調査及び評価の結果を、公表しなければならない。

（顕彰）

第23条 市長は、市民美化活動に著しく貢献した者を表彰することができる。

（市の財政的措置）

第24条 市は、市民の手による美しいまちづくりに必要な財政上の措置に努めるものとする。

（委任）

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成17年11月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行日の前日までに、合併前の高岡市市民の手による美しいまちづくり推進条例（平成15年高岡市条例第5号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

3 この条例の施行の日から平成18年3月31日までの間、合併前の福岡町の区域においては、第17条の規定は適用しない。

という。)は、次に掲げる事業を行う。

(1)　市民の手による美しいまちづくり運動を推進するための啓発及び広報活動並びに実践活動の企画、立案及び実施に関すること。

(2)　市民連絡会議を構成する団体の相互の連絡調整に関すること。

(3)　環境美化重点地区の指定又は解除に関する意見を述べること。

(4)　市民美化活動の調査及び評価に関すること。

(5)　環境美化協定の締結の推進に関すること。

(6)　環境美化ボランティアの登録の推進に関すること。

(7)　前各号に掲げるもののほか、市民連絡会議の目的を達成するために必要な事業

(組織及び委員)

第８条　市民連絡会議は、公共的団体等、関係行政機関及び関係事業団体(以下「構成団体」という。)をもって組織する。

２　委員は、構成団体の代表者をもって充てる。

３　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第９条　市民連絡会議に、会長１人及び副会長２人を置く。

２　会長は、委員が互選する。

３　会長は、市民連絡会議の事業を統括し、市民連絡会議を代表する。

４　副会長は、会長が指名する。

５　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指定する副会長が、その職務を代理する。

(理事及び監事)

第10条　市民連絡会議に理事若干人及び監事２人を置く。

２　理事及び監事は、構成団体の委員から会長が指名する。

(専門部会)

第11条　市民の手による美しいまちづくり運動を推進するため、市民連絡会議に、調査企画部会及び美化推進部会の専門部会を設置し、その他必要に応じて専門部会を設置することができる。

２　前項の専門部会の委員は、学識経験を有する者及び市民連絡会議の構成団体から選出された者で構成し、委員の互選により、部会長を選出する。

(会議)

第12条　市民連絡会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

２　市民連絡会議は、委員の過半数の者が出席しなければ会議を開くことができない。

３　市民連絡会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(事務局及び運営)

第13条　市民連絡会議及び専門部会の事務局は、市民生活部環境サービス課に置く。

## 高岡市市民の手による美しいまちづくり推進事業助成金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、高岡市市民の手による美しいまちづくり推進事業助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し、高岡市補助金等交付規則（平成17年高岡市規則第32号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（助成金の交付）

第２条　市長は、高岡市市民の手による美しいまちづくり推進条例施行規則（平成17年高岡市規則第86号。以下「規則」という。）第17条に規定する団体（以下「団体」という。）が行う市内の一定の区域で行う市民美化活動（以下「活動」という。）に対し、予算の範囲内において助成金を交付するものとする。

（助成金の額）

第３条　助成金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1)　規則第17条第１号の団体が年度を通じて活動を行った場合　当該年度につき８万円。ただし、市長が特に必要と認めるときは、当該額に８万円以内の額を増額することができる。

(2)　規則第17条第２号の団体が年度を通じて活動を行った場合　当該年度につき２万円。

２　前項の規定にかかわらず、活動の開始の時期が年度の途中である場合、当該年度における助成金の額は、活動に要した月数に応じて、それぞれ前項各号に規定する額の12分の１に当該月数を乗じて得た額を交付するものとする。この場合において、当該助成金の額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（交付の申請）

第４条　助成金の交付を受けようとする団体は、締結年度にあっては協定を締結した日から当該日の属する月の翌月10日までに、それ以降の年度にあっては助成を受けようとする年度の４月10日までに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1)　高岡市市民の手による美しいまちづくり推進事業助成金交付申請書（様式第１号）

(2)　助成金の交付を受けて行う事業の活動計画書及び収支予算書

(3)　その他市長が必要と認める書類

（助成金の決定及び通知）

（助成金の返還）
第10条　市長は、前条の規定により、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が支払われているときは、当該助成金の交付を受けた者に対して、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（補則）
第11条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）
1　この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）
2　改正前の高岡市市民の手による美しいまちづくり推進事業助成金交付要綱の規定により交付された助成金については、改正後の高岡市市民の手による美しいまちづくり推進事業助成金交付要綱の規定により交付された助成金とみなす。

附　則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(1) 都市の景観を損ねると判断される場合

(2) 設置する土地の管理者の承認を得られない場合

(3) 参加者が宗教法人法(昭和 26 年法律第 126 号)に規定する宗教法人又は政治資金規正法(昭和 23 年法律第 194 号)第 3 条第 1 項に規定する政治団体と認められる場合

(報告)

第6条 美化協定の代表者は、美化協定の締結後各年度ごとに、環境美化協定報告書(様式第3号)を市長に提出するものとする。

(協定の変更及び廃止)

第7条 美化協定の代表者は、美化協定を変更又は廃止したときは、美化協定変更・廃止届(様式第4号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、美化協定が変更又は廃止されたときは、活動支援を取り消し、変更し、又は給付貸与した物品の返還を求めることができる。

(協定の解除)

第8条 市長は、美化協定が目的に適合しなくなったときは、活動支援を中止し、美化協定を解除することができる。

2 市長は、活動支援を中止し、美化協定を解除したときは、給付貸与した物品の返還を求めることができる。

(事務)

第9条 美化協定に関する事務については、高岡市市民生活部環境サービス課において行うものとする。

(細則)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

この要綱は、平成17年11月1日から施行する。

(2) 報告書等を汚損し、又は損傷しないこと。
(3) 他の縦覧者に迷惑を及ぼさないこと。
(4) 係員の指示に従うこと。
2 市長は、前項の規定に違反した縦覧者に対し、縦覧の停止又は禁止を命ずることができる。
(意見書の提出)
第6条 第3条第1項の規定による告示があったときは、施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は、当該告示による報告書等の縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、市長に意見書を提出することができる。
(意見書の記載事項)
第7条 前条の規定により意見書を提出しようとする者は、意見書に次に掲げる事項を記載しなければならない。
(1) 氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
(2) 住所(法人にあっては、事務所又は事業所の所在地)
(3) 施設の名称
(4) 生活環境の保全上の見地からの意見
(環境影響評価との関係)
第8条 施設の設置又は変更に関し、環境影響評価法(平成9年法律第81号)又は富山県環境影響評価条例(平成11年富山県条例第38号)に基づく環境影響評価(生活環境影響調査に相当する内容を有するものに限る。)に係る告示、縦覧等の手続を経たものは、この条例に定める手続(次条に規定するものを除く。)を経たものとみなす。
(他の市町村との協議)
第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、関係市町村の長に報告書等の写しを送付し、当該関係市町村の区域における縦覧等の実施について、協議するものとする。
(1) 施設を他の市町村の区域に設置するとき。
(2) 施設の敷地が他の市町村の区域にわたるとき。
(3) 施設の設置又は変更により、生活環境に影響を及ぼす周辺地域に、他の市町村の区域が含まれているとき。
(委任)
第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)
1 この条例は、平成17年11月1日から施行する。
(経過措置)
2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の高岡市一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧手続等に関する条例(平成12年高岡市条例第41号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則(平成23年3月18日条例第8号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

# 高岡市ごみ集積場設置補助金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、ごみ集積場設置補助金（以下「補助金」という。）の交付について、高岡市補助金等交付規則（平成１７年高岡市規則第３２号）に定めるもののほか必要な事項を定め、もって清潔で住みよい地域社会づくりの推進に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において「ごみ集積場」とは、家庭ごみの定期収集日に各家庭から排出されるごみを一時的に集積するため、一定の地域又は世帯を単位として設けられる施設をいう。

（補助金の交付）

第３条　市長は、自治会、町内会その他の団体が別に定めるごみ集積場設置基準（以下「基準」という。）に適合するごみ集積場を設置（改築、増築及び修繕を含む。以下同じ）した場合は、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。ただし、集合住宅の建築及び開発行為に伴いごみ集積場を設置する場合を除く。

（事前協議）

第４条　補助金の交付を受けようとするものは、ごみ集積場を設置する土地の管理者又は所有者に設置の同意を得たうえ、ごみ集積場設置事前協議書（様式第１号 ）により市長と事前協議を行うものとする。

（承認）

第５条　市長は、ごみ集積場設置事前協議書を受理したときは、基準に基づいて内容を審査のうえ、設置を承認するか否かを決定し、その旨をごみ集積場設置承認書(様式第２号)により協議者に通知するものとする。

（補助金の額）

第６条　補助金の額は、次に掲げる額とする。

ごみ集積場の設置に要した費用の４分の３の額（1,000円未満の端数は切り捨てる。）ただし、当該額がごみ集積場１か所につき利用世帯数に応じて定める別表の上限額を超える場合は、当該別表に定める上限額

（交付申請）

第７条　第５条の規定により承認を受けたものは、ごみ集積場を設置した場合は、ごみ集積場設置補助金交付申請書（様式第３号）にごみ集積場の設置に要した経費を証する書類を添付のうえ、市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項に規定する申請書に併せて必要と認める関係書類の提出を求めることができる。

（交付決定）

第８条　市長は、ごみ集積場設置補助金交付申請書を受理したときは、内容を審査のうえ補助金を交付するか否かを決定するものとし、その旨をごみ集積場設置補助金交付決定通知書（様式第４号）により申請者に通知するものとする。

# ごみ集積場設置基準

1. 目 的

この基準は、ごみ集積場の設置及び管理について、必要な事項を定めることを目的とする。

2. 設置申請事前協議

(1) ごみ集積場を設置(新築又は全部改築)しようとするもの(地区自治会長等)は、当該集積場へのごみ排出者全員、衛生委員及び土地所有者等の同意を得て、所定の様式に関係書類を添付し、市長と協議を行うものとする。

(2) 当該集積場において、新たな分別収集等に伴い集積スペースを増築する場合及び老朽化により修繕を行なうときも、所定の様式に関係書類を添付し、市長と協議を行うものとする。

3. 集積場の設置要件

(1) 原則として、4tの収集車が通行可能な道路(巾員4.5m以上) 及び通り抜けできる道路に面し道路用地以外の場所であること。

(2) 収集作業のうえで交通上の支障又は危険性がなく、かつ道路交通法等の関係法令に抵触しない場所であること。

(3) 集積場の面積は、1世帯当たり0.2 ㎡以上を基準とし、概ね50世帯に1箇所の計画で設置すること。

(4) 金属製又はコンクリート製等、耐久性が高く固定式であること。

(5) 犬、猫、鳥等によるごみの飛散を防止することができる構造であること。

(6) 燃やせるごみの集積場としてボックス型等を設置するときは、道路事情等により特に市長が認めたものとする。

4. 集積場の管理

(1) 集積場は、申請者及び自治会において管理するものとする。

(2) 集積場は、常に清潔にし排出物の飛散防止を図るなど環境衛生上支障のないように努めるものとする。

5. その他

開発行為に関わる集積場については、上記設置要件に基づき、開発行為者が自ら設置するものとする。

# 高岡市資源再生品集団回収事業奨励金交付要綱

（目的）

第1条　この要綱は、市民の日常生活に伴って排出される廃棄物の中から、再資源化できる物（以下「資源再生品」という。）を回収する団体に対し奨励金を交付することにより、ごみの減量化と資源の有効な活用の促進を図り、もって、集積場に出される資源物の無断持ち去りによるトラブルを解消するとともに、清掃行政の円滑化及び生活環境の保全に資することを目的とする。

（交付対象）

第2条　奨励金の交付対象となる団体は、資源再生品を集団で回収する市民の団体で次に掲げるいずれかの団体とする。

（１）市内の町内会又は自治会（町内会又は自治会内で活動する各種団体含む。）

（２）校下、地区又は区域単位で活動する営利を目的としない団体

（３）その他特に市長が認める団体

（回収団体の登録）

第3条　奨励金の交付を受けようとする団体は、高岡市資源集団回収団体登録申請書（様式第１号）を提出し、登録を受けなければならない。

2　市長は、前項の規定により登録したときは、当該登録を受けた団体（以下「資源回収団体」という。）に対し、高岡市資源回収団体登録通知書（様式第２号）により、通知するものとする。

（回収業者の登録）

第4条　資源回収団体が回収する資源再生品の引渡しを受けようとする業者は、毎年度、高岡市資源回収業者申請書（様式第３号）を提出し、登録を受けなければならない。

第5条　資源回収団体は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

（１）原則として資源回収を毎年実施すること。この場合において、回収日は、原則として当該地区の不燃物収集日以外の日とすること。

（２）回収した資源再生品は、資源回収業者に引き渡し、又は売却すること。

（３）資源再生品の分別回収に努めるなど回収品の資源としての価値を高めるようその取扱いに留意すること。

（４）資源再生品の集積場所の清掃に努めること。

（登録の変更及び廃止）

第6条　資源回収団体は、年度途中においてその登録の内容に変更が生じたとき、

適当と認めたときは、集団回収奨励金交付決定通知書（様式第２号）第６条関係により、資源回収団体の代表者に通知するものとする。

第13条 市長は、偽りその他の不正な手段により奨励金を受けた資源回収団体があるときは、その団体に対し、既に交付した奨励金の全部又は一部を返還させることができる。

（補足）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成17年11月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附則

1　この要綱は、平成21年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2　改正後の高岡市資源再生品集団回収事業奨励金交付要綱第9条の規定は、施行日以後に回収する資源再生品に対する奨励金から適用する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

# 高岡市ひとり暮らし高齢者のごみ個別収集事業実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、ひとり暮らし高齢者の日常生活の負担を軽減し、市民サービスの向上を図るために実施するごみの個別収集事業（以下「個別収集」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（対象）

第２条　個別収集の対象者（以下「対象者」という。）は、次の各号の全てに該当する者とする。

⑴市内に住所を有すること。

⑵満６５歳以上であること。

⑶ひとり暮らしであること。

⑷要介護認定を受けていること。

⑸燃やせるごみを自ら集積場まで搬出することが困難であること。

⑹燃やせるごみを近隣住民等の協力を得て集積場まで搬出することができないこと。

２　前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるひとり暮らし高齢者については、個別収集の対象とすることができる。

（費用負担）

第３条　個別収集に係る費用は無償とする。

（申請方法）

第４条　個別収集を利用しようとする者（代理人を含む。以下「利用希望者」という。）は、高岡市ひとり暮らし高齢者のごみ個別収集実施申請書（様式第１号）を市長に提出しなければならない。

（現況調査及び決定通知）

第５条　市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかに対象者の現況を調査し、個別収集の利用の可否を決定したときは、その旨を高岡市ひとり暮らし高齢者のごみ個別収集可否決定通知書（様式第２号）により通知するものとする。

２　前項の調査を実施するときは、あらかじめ利用希望者の同意を得るものとする。

（収集方法）

第６条　市長は、個別収集の利用を可とする決定（以下「利用の決定」という。）をした者（代理人を含む。以下「利用者」という。）と協議のうえ、収集開始時期、排出場所、収集曜日・時間その他の個別収集に必要な事項を決定するものとする。

２　利用者は、前項により決定された方法によりごみを排出しなければならない。

（届出義務）

第７条　利用者が、転出、長期不在等により個別収集の必要がなくなった場合又は申請の内容に変更があった場合は、速やかに市長に届け出てその指示に従わなければならない。

（決定の取消し）

第８条　市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当したときは、利用の決定を取り消すものとする。

（1）この要綱に違反したとき。

（2）虚偽その他不正の手段により利用の決定を受けたとき。

（3）前２号に掲げるもののほか、市長が不適当と認めたとき。

（委任）

第９条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成23年12月１日から施行する。

# 廃棄物処理事業年表

| | 一般事項 | ごみ処理関係 |
|---|---|---|
| **明治**<br>22年4月 | 市政施行　・面積　2.04k㎡<br>・人口　29,202人 | 明治30年(1897年)<br>敦賀に日本最初の焼却炉建設 |
| 33年3月 | 汚物掃除法制定 | |
| 34年4月 | 汚物掃除規定制定 | |
| 5月 | | 請負制塵芥収集開始<br>川原地内千保川河畔で野外焼却<br>高岡市清掃監督長等任命 |
| 37年8月 | | 川原地内塵芥焼却廃止 |
| 38年3月 | 汚物掃除規定改正<br>汚物の清掃及びその処分は市の直営 | |
| **大正**<br>10年5月 | 所管衛生課となる。 | |
| **昭和**<br>8年7月 | | 内免塵芥焼却場竣工<br>処理能力　40t／日<br>事業費　41,000円<br>敷地面積　2,645㎡<br>荷車(大八車)による各戸週1回収集開始<br>馬車による収集開始 |
| 15年4月 | | 馬車3台、荷車2台、人夫19名、各戸に木箱を常備 |
| 16年4月 | 所轄保健課となる。 | |
| 17年4月 | | 伏木塵芥焼却場　合併により継承<br>処理能力　10t／日 |
| 22年5月 | 所轄民生部衛生課となる。 | |
| 29年4月 | 清掃法(法律第72号)制定<br>汚物掃除法関係廃止 | |
| 7月 | 高岡市清掃条例、同施行規則制定 | 特別清掃区域を指定し、清掃自動車による収集開始 |
| 30年4月 | | し尿収集業者許可開始(13業者) |
| 35年4月 | | 市街地の可燃物を週2回定期収集 |
| 36年7月 | 高岡市し尿投入施設に関する条例施行<br>(施設使用料　180ℓにつき10円) | |
| 8月 | | 四屋下水処理場内し尿処理施設竣工<br>処理能力　150kℓ／日 |
| 12月 | し尿汲み取り料金　83円／100ℓ | |
| 37年6月 | 川をきれいにする運動始まる。 | |
| 9月 | | 清掃施設用地取得(長慶寺地内)<br>取得面積　13,015㎡ |

| | 一般事項 | ごみ処理関係 |
|---|---|---|
| 47年7月 | | 焼却工場用地として隣接用地取得(2,591㎡)<br>連続焼却式焼却工場竣工　処理能力210t／日<br>事業費　391,868,000円<br>100t／日　固定炉廃止<br>管理棟竣工(長慶寺地内)<br>事業費　10,448,000円 |
| 10月 | 機構改革により清掃課を清掃センターに改称<br>業務課、工場課の二課を置く | |
| 48年4月 | し尿汲み取り料金改正<br>133円／100ℓ → 150円／100ℓ | |
| 49年4月 | し尿汲み取り料金改正<br>150円／100ℓ → 206円／100ℓ | |
| 6月 | | 清掃施設拡張用地として隣接地取得(3,140㎡) |
| 9月 | 廃棄物の処理及び清掃に関する<br>条例改正 | 粗大ごみ処理工場竣工<br>処理能力　50t／1日(5H)<br>事業費　160,000,000円 |
| 10月 | | 市内全域において可燃物週2回定期収集開始 |
| 50年7月 | し尿汲み取り料金改正<br>206円／100ℓ → 278円／100ℓ | |
| 52年4月 | し尿汲み取り料金改正<br>278円／100ℓ → 322円／100ℓ | |
| 6月 | | 戸出塵芥焼却場休止 |
| 10月 | | 市街地10,000世帯において不燃焼物月2回収集 |
| 53年4月 | 機構改革により清掃センターを環境センターに改称<br>総務課、業務課、工場課の三課を置く<br>衛生課所管のし尿関係、公衆便所、衛生害虫駆除等事務移管される。<br>四兼機購入補助金交付要綱施行<br>高岡市し尿投入施設に関する条例改正<br>(施設使用料　削除) | 市内全域において不燃物月2回定期収集開始 |
| 8月 | | 不燃焼物処理場拡張用地として隣接地取得(41,108㎡)<br>全連続焼却式新焼却工場　270t／日<br>(90t／日×3炉)3ケ年継続で建設着手 |
| 54年4月 | 不燃焼物処理場設置規則制定<br>不燃焼物処理場運営規則廃止<br>ごみ集積場設置補助金交付要綱施行<br>し尿汲み取り料金改正<br>322円／100ℓ → 406円／100ℓ | 分別収集開始一中身の見える袋<br>(生ごみ週2回、粗大ごみ月2回、高分子系ごみ月2回、陶磁器類等ごみ月2回、資源再生品月2回)<br>一般廃棄物(収集、運搬、処分)処理業許可開始<br>(高岡市衛生公社ほか11社) |
| 9月 | | 林道鎌谷笹波線延長2,307m、面積6,949㎡を不燃焼物処理場搬入道路に用途変更(寄付) |

| | 一般事項 | ごみ処理関係 |
|---|---|---|
| 61年3月 | 廃棄物処理及び清掃に関する条例改正 | |
| 4月 | | 全市台所系プラスチック類混焼へ移行<br>高分子系ごみの週1回収集を月2回収集へ陶磁器類等ごみを粗大処理から直接埋立処分とする。 |
| 5月 | | 不燃焼物処理場 コンパクタ導入<br>(28,400,000円) |
| 7月 | | 不燃焼物処理場 パトロール用4WD車導入<br>(1,495,000円) |
| 11月 | | 使用済乾電池北海道で処理(20t) |
| 62年4月 | | 空き缶の単独収集廃止 |
| 6月 | | 不燃焼物処理場 パワーショベル導入<br>(7,580,000円) |
| 63年4月 | 機構改革により環境センターを廃止<br>総務課、業務課を環境サービス課に工場課を廃棄物処理工場に改称<br>高岡市合併処理浄化槽設置整備事業<br>補助金交付要綱施行 | 不燃焼物処理場埋立用地購入<br>(8,175,000円)<br>台帳面積 3,312㎡<br>(実質面積 19,328㎡) |
| 10月 | 中田し尿中間貯留槽庶務課へ移管 | |
| **平成**<br>元年3月 | 廃棄物処理及び清掃に関する条例改正 | |
| 4月 | し尿汲み取り料金改正<br>610円／100ℓ →628円／100ℓ<br>(消費税導入) | |
| 3年4月 | 資源再生品集団回収事業奨励金制度を導入 | |
| 5月 | ごみ減量化モニター制度導入<br>「ごみ減量化・資源化対策市民委員会」発足<br>「美しいまちづくり高岡市民連絡会議」発足 | |
| 6月 | | 海岸専用清掃機(ビーチクリーナー)導入<br>(10,248,500円) |
| 7月 | 空き缶プレス機小学校に配置 | |
| 10月 | 廃棄物の処理及び清掃に関する条例を全部改正 | |
| 11月 | | 金属資源逆有償(積込運搬委託) |
| 12月 | | 焼却工場基幹的施設整備事業着手 |
| 4年3月 | | 使用済乾電池北海道で処理(14t) |
| 4月 | ごみ自家処理機材購入補助制度導入 | |
| 7月 | 廃棄物処理及び清掃に関する条例施行規則全部改正 | |
| 10月 | 収集体制の見直しを図り、可燃物の水・土曜日の収集廃止 | |
| 11月 | | 不燃焼物処理場回転円板取替工事 |

| | 一般事項 | ごみ処理関係 |
|---|---|---|
| 8年6月 | 不燃焼物処理場延命化対策調査委託 | リサイクルプラザ工事管理委託 |
| 7月 | 全国都市緑化とやまフェア対策「全市一斉環境美化の日」設定<br>リサイクルプラザ建設に伴う職員駐車場及び資源置場囲い設置 | |
| 8月 | | リサイクルプラザ建設工事着工<br>旧焼却工場解体工事 |
| 10月 | | 不燃焼物処理場内整備工事完了(遮水ゴムシート張)<br>事業費33,887,000円 |
| 12月 | 高の宮公共トイレ改築事業完了<br>事業費 20,733,900円 | |
| 9年1月 | 厚生省「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン」策定<br>環境フェア開催(高岡テクノドーム)<br>焼却施設精密機能検査実施 | |
| 3月 | | フロン回収機導入 |
| 4月 | し尿汲み取り料金改定<br>(消費税3%→5%)<br>628円／100ℓ → 640円／100ℓ | 市の収集業務の一部委託開始 |
| 6月 | | フロン回収開始(市収集分) |
| 9年7月<br>～10年3月 | 高岡市のごみ有料制導入についての考え方(案)のブロック別説明会等の開催(27回 参加者約2,800人) | |
| 9年8月 | 構成3市町共同によるごみ処理について基本合意 | |
| 10月 | 高岡地区ごみ処理施設整備推進協議会設立 | |
| 10年1月 | 環境フェア開催(高岡テクノドーム) | |
| 3月 | 家庭系燃やせるごみ処理の有料制の実施に伴う「高岡市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」の一部改正<br>生活排水処理基本計画完了 | |
| 4月 | 高岡地区広域圏事務組合内に施設整備課設置<br>東栄町公衆便所解体・廃止 | |
| 5～9月 | ごみの有料制の実施及び分別方法の変更(容器包装廃棄物)に関する住民説明会の開催(483回、29,570人参加) | |
| 6月 | | 不燃焼物処理場施設整備工事着手 |
| 9月 | | 高岡市リサイクルプラザ竣工<br>処理能力46t／日(5H)鉄骨・鉄筋コンクリート造<br>地下1階・地上3階建(地上高19.2m地下8.0m)<br>建築面積 約2,130㎡ 延床面積 約4,303㎡<br>事業費 2,052,790,000円 |
| 10月 | 高岡市リサイクルプラザが稼動 | 家庭系燃やせるごみ処理の有料制及び容器包装廃棄物分別収集の実施 |
| 11年1月 | 福岡町の燃えるごみの焼却等の処理受託開始 | |

| | 一般事項 | ごみ処理関係 |
|---|---|---|
| 15年3月 | 市民の手による美しいまちづくり推進条例の制定 | ごみ焼却処理施設ﾀﾞｲｵｷｼﾝ類対策整備事業完工 |
| 3月 | し尿処理施設(四屋浄化ｾﾝﾀｰ内)改築工事完工 | |
| 7月 | 国分浜公衆トイレ竣工 | |
| 8月 | 第5回くらしとリサイクルフェア開催<br>(環境ｸﾘｰﾝ工場又はﾘｻｲｸﾙﾌﾟﾗｻﾞにて) | |
| 10月 | 高岡市市民の手による美しいまちづくり推進条例の施行 | |
| 12月 | 環境美化重点地区の指定(平米:定塚:下関:伏木:太田:戸出:中田の7地区)<br>環境美化協定を10地区と締結し、活動を開始 | |
| 16年8月 | 第6回くらしとりさいくるフェア開催<br>(ウイング・ウイング高岡、リサイクルプラザにて) | |
| 17年2月 | 高岡地区広域圏ごみ処理施設建設環境影響評価方法書の公告・縦覧(2/10～3/9)<br>※環境影響評価方法書県知事意見受理(8/2)<br>※現況調査(H18.2～19.3) | |
| 17年4月 | | 家庭ごみの特別持込(祝日・休日の一部)を開始 |
| 6月 | 高岡地区広域圏ごみ処理施設<br>第1回技術検討会開催 | |
| 8月 | 第7回くらしとりさいくるフェア開催<br>(リサイクルプラザにて) | |
| 11月 | 福岡町と合併 | 福岡リサイクルセンター管理引継ぎ |
| 18年3月 | | 不燃焼物処理場(D地区)の施設整備基本構想策定 |
| 4月 | | その他カレットの資源化開始 |
| 4月 | | 収集コースの見直し |
| 4月 | | ごみの持ち込み処理手数料の改定施行 |
| 5月 | 福岡町駅前地区環境美化重点地区に指定 | |
| 8月 | 第8回くらしとりさいくるフェア | |
| 10月 | | 木質系廃棄物の民間資源化施設へのシフト |
| 10月 | | 廃食油のバイオディーゼル燃料への資源化開始 |
| 12月 | | 不燃焼物処理場管理棟改修事業<br>事業費　12,075,000円 |
| 19年3月 | | 不燃焼物処理場施設整備(D地区)の基本設計及び実施設計<br>不燃焼物処理場再生事業の現況調査実施 |
| 4月 | | 廃プラスチック(高分子系ごみ)の資源化開始 |
| 6月 | | 第5期容器包装廃棄物分別収集計画の策定 |
| 7月 | 第10回技術検討会開催<br>ごみ処理施設技術検討会処理方式について答申 | 不燃焼物処理場(D地区)の施設整備着工 |

| | 一般事項 | ごみ処理関係 |
|---|---|---|
| 9月 | | 環境クリーン工場、リサイクルプラザ及び福岡リサイクルセンターを廃止 |
| 10月 | 燃やせるごみ指定袋の変更（高岡市、氷見市、小矢部市共通）<br><br>高岡地域と福岡地域のごみの分別・収集を統一 | 高岡広域エコ・クリーンセンター本格稼働<br><br>高岡・福岡ストックヤード受け入れ開始<br><br>家庭系ごみの持ち込み処理手数料の改定施行<br>・車両（2トン車まで）1台につき510円<br>・車両（2トン車を超え4トン車まで）1台につき1,020円<br>（特殊な処理を要する物については、1個につき300円を加算。ただし、木質の家具類及び畳については1個につき100円を加算）<br><br>事業系ごみの持ち込み処理手数料の改定施行<br>・車両（2トン車まで）1台につき1,240円<br>・車両（2トン車を超え4トン車まで）1台につき2,480円<br>（特殊な処理を要する物については、1個につき780円を加算。ただし、木質の家具類及び畳については1個につき260円を加算） |
| 27年4月 | | 不燃焼物処理場の隣接地取得（11,700㎡）<br>敷地面積234,800㎡ → 246,500㎡ |
| 28年4月 | 駆除用の薬剤（油剤、乳剤、殺鼠剤）の無料配布の終了（H27年度末） | |
| 28年6月 | | 高岡市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例改定（高岡・福岡ストックヤードでの事業系一般廃棄物の畳の受け入れを終了） |
| 29年4月 | 「高岡市不燃焼物処理場」を「高岡市埋立処分場」に施設名称変更 | 「都市鉱山から作る！みんなのメダルプロジェクト」による小型家電類の回収開始（3ヵ所）<br><br>ごみ定期収集における2名乗車の実施<br>定員32名（3名8台＋2名4台）＋臨時13名 |
| 4月 | し尿汲み取り料金改定<br>高岡区域（福岡区域除く）<br>660円/100ℓ → 800円/100ℓ<br>福岡区域<br>620円/100ℓ → 800円/100ℓ | |
| 30年2月 | | 「都市鉱山から作る！みんなのメダルプロジェクト」による小型家電類の回収箇所増設（4ヵ所） |

| | |
|---|---|
| 発行年月 | 令和元年９月 |
| 発 行 者 | 高岡市市民生活部環境サービス課 |
| | 〒933-0951　富山県高岡市長慶寺 640 番地 |
| | 電　話　　0766-22-2144 |
| | ＦＡＸ　　0766-22-2341 |
| | E-mail　　kankyo@city.takaoka.lg.jp |
| | URL　　http://www.city.takaoka.toyama.jp/ |